

「2040年に向けたサービス提供体制 等のあり方」 検討会（第7回）	資料 1
令和7年5月30日	

2040年に向けた福祉サービスとの共通課題等に係る 現状と課題・論点について（2）

厚生労働省老健局

目次

① 福祉サービスとの共通課題（概要）	2
② 経営支援に係る福祉サービスの共通課題等	
共通課題①： 社会福祉法人・事業所への経営支援 協働化・事業者連携、大規模化	5
共通課題②： 社会福祉連携推進法人の活用	87

① 福祉サービスとの共通課題（概要）

福祉サービスとの共通課題（概要）

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会 中間とりまとめ（抜粋）

- サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要との意見があった。この点は、他の福祉サービスの共通課題でもあり、本検討会において引き続き議論を深めていく。
- （中略）地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、その地域にいる障害者、子どもなど様々な主体を含め、地域共生社会を推進していくことが重要である。その際、様々な福祉に関わる人材が介護を含め、地域の現場で働けるよう、引き続き、検討を深めていく必要がある。

→ 前回の検討会（5/9）で議論

- 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。「社会福祉連携推進法人」制度も活用し、事業者の連携のあり方を弾力化するための方策について、本検討会において引き続き議論を深めていく。
- 経営支援等について、介護のみならず、障害福祉や子どもといった他の福祉分野においても共通の課題であり、社会福祉法人などへの支援も重要である。その際、法人の特性に応じた支援や施策を考えていくべきであり、福祉医療機構（WAM）等による資金融資の強化といった手法も考えられる。こうした法人への支援や法人間の連携のあり方は、福祉分野共通の課題として引き続き議論を深めていく。

→ 今回（5/30）の検討会で議論

中間とりまとめの方向性	福祉サービスとの共通課題
人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方</u>は共通課題 ・ 上述の通り、<u>既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等）</u>は共通課題
介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人材確保（プラットフォームの充実等）</u>は共通課題（上述の点を含む） ・ <u>生産性向上（DX）・経営支援等</u>は共通課題 ※経営支援等は今回議論
地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、障害、子ども、それぞれ固有の課題・論点であるため、本検討会では議論しない。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会中間とりまとめ（令和7年4月10日）（抜粋）

< 中山間・人口減少地域におけるサービスを維持・確保するための柔軟な対応 >

- サービス需要が減少する局面においては、サービスを計画的に維持・確保していく必要があり、
 - ① 地域における介護事業所が機能を維持し、存続できるインセンティブを設けること、
 - ② 地域における介護事業所が様々なサービスを効果的・効率的に提供できるよう多機能化していくこと、
 - ③ 介護事業者間で連携し、経営や業務の効率化を図ること、
 - ④ 介護事業者が自治体の圏域をこえてサービスを提供するような場合に、サービスをより広いエリアで提供できるよう、移動支援も推進すること
 - ⑤ 市町村間の連携・広域化、都道府県による市町村の支援を行うこと
- 等が考えられる。また、人口減少やサービス需要の減少は、医療福祉、交通、生活サービス、行政など、介護以外の他の分野においても共通課題であり、その支援体制の構築は、他の分野の施策とも組み合わせて実施していくことが効果的・効率的である。
- 中山間・人口減少地域においては、介護事業者が今後もその地域でサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、こういった現行制度の活用を促進するとともに、必要に応じて、拡張・見直しして対応していくことが考えられる。例えば、地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組みを検討することが考えられる。
 - 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。「社会福祉連携推進法人」制度も活用し、事業者の連携のあり方を弾力化するための方策について、本検討会において引き続き議論を深めていく。
 - 「社会福祉連携推進法人」制度は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを目的としている。この法人制度の導入を後押しし、法人連携による経営の効率化や人材の確保・育成等を推進するため、事務の簡素化のみならず、制度的な要件の弾力化を図ることも検討すべきである。
また、制度的な連携に限らず、事業者間において、施設等の共同利用や共通事務の協働化など、限られたリソースの中で有効活用していく必要がある。

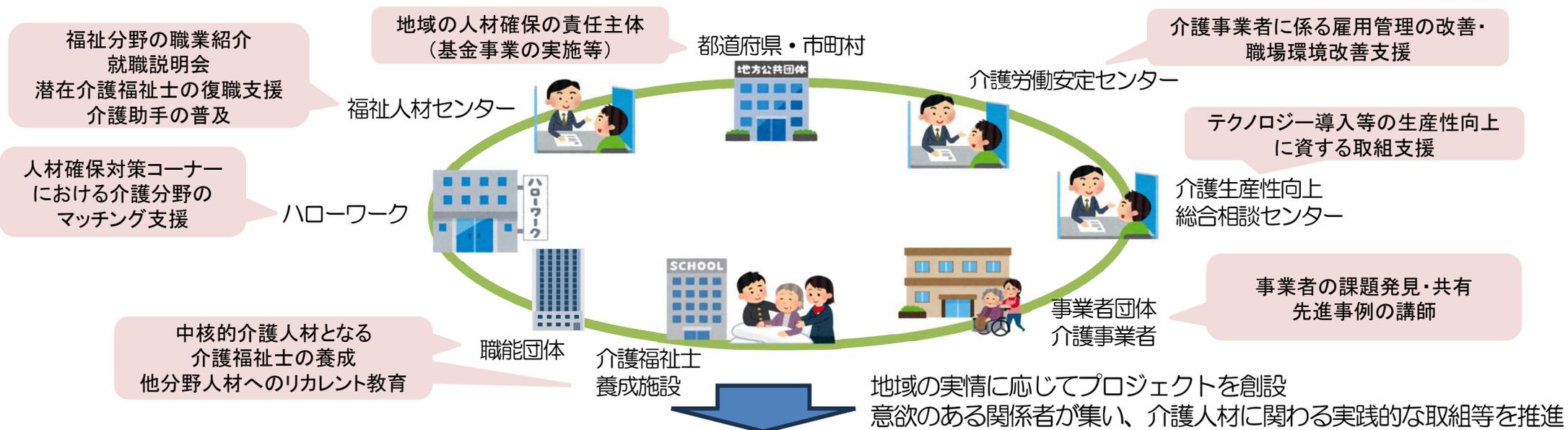
② 経営支援に係る福祉サービスの共通課題等

共通課題①： 社会福祉法人・事業所への経営支援
協働化・事業者連携、大規模化

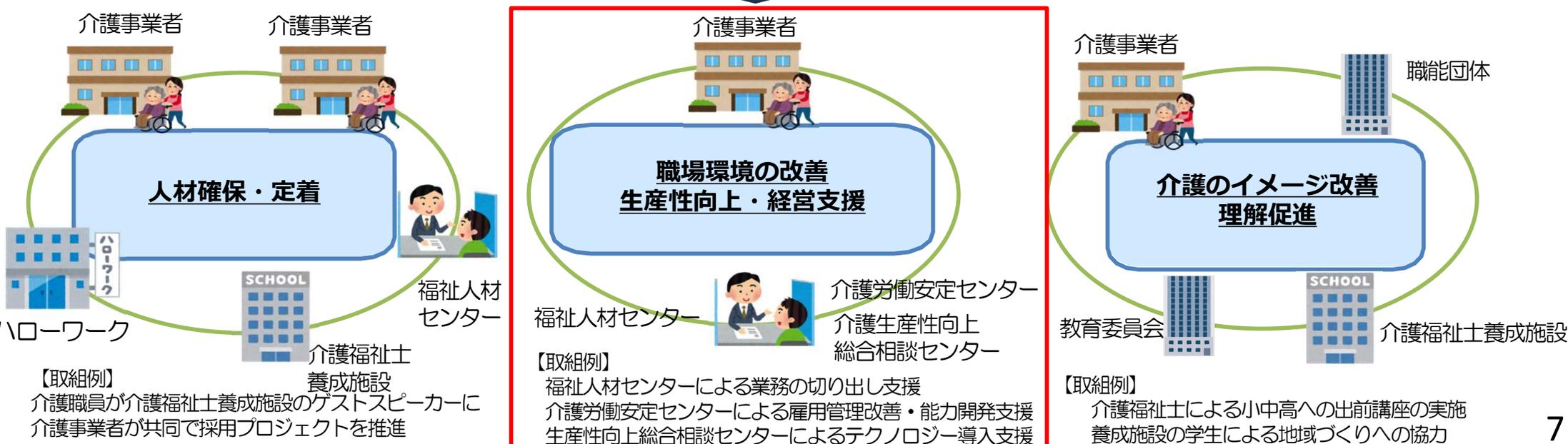
社会福祉法人・事業所への経営支援
に向けた関係者の連携

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。



地域の実情に応じてプロジェクトを創設
意欲のある関係者が集い、介護人材に関わる実践的な取組等を推進

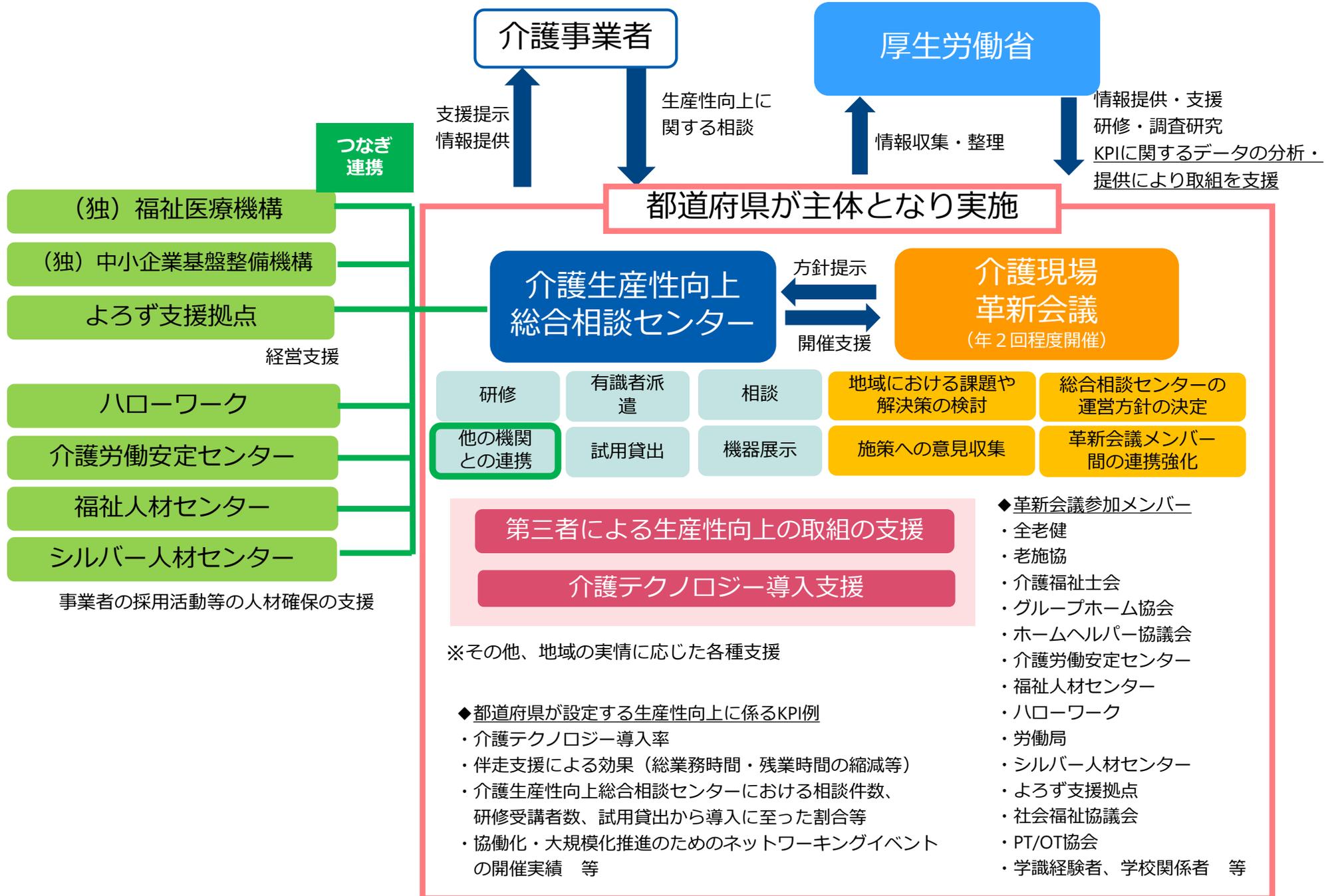


【取組例】
介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに
介護事業者が共同で採用プロジェクトを推進

【取組例】
福祉人材センターによる業務の切り出し支援
介護労働安定センターによる雇用管理改善・能力開発支援
生産性向上総合相談センターによるテクノロジー導入支援

【取組例】
介護福祉士による小中高への出前講座の実施
養成施設の学生による地域づくりへの協力

都道府県における生産性向上の取組の促進策の全体像



介護生産性向上総合相談センター設置状況（令和7年4月1日時点）

■介護生産性向上総合相談センター

都道府県が設置するワンストップ型の窓口。地域の実情に応じた相談対応や研修会、介護現場への有識者の派遣、介護ロボット等の機器展示や試用貸出対応を実施。また、経営支援や人材確保支援に対応するため、関係機関（よろず支援拠点・ハローワーク・介護労働安定センター等）へのつなぎ連携も実施している。令和8年度までに全都道府県に設置予定。

■介護生産性向上総合相談センター（設置済）

1 北海道介護ロボット普及推進センター 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでの2.7	2 あomorい介護生産性向上総合センター 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ	3 宮城県介護事業所支援相談センター 宮城県長寿社会政策課 介護人材確保推進班	4 あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター 秋田市御所野下場5-1-1 秋田県中央地区シルバーエリア
5 山形県介護生産性向上総合支援センター 山形県天童市一日町4丁目2-6	6 ふくしま介護生産性向上支援センター 郡山市富田町字満水田27-8 ぶくしま医療機構開発支援センター	7 千葉県介護業務効率アップセンター 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	8 介護職場サポートセンター-TO KYO 新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング(小田急第一生命ビル)16階
9 神奈川県介護生産性向上総合相談センター 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	10 新潟県介護職場DX・業務改善サポートセンター 新潟市中央区米山2-4-1 基山第2ビル6階	11 とやま介護テクノロジー普及・推進センター 富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2階	12 ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター 福井市中央1-3-1 加藤ビル6階
13 山梨県介護福祉総合支援センター 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	14 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター 長野県長野市南町1082 ND南町ビル5階	15 岐阜県介護生産性向上総合相談センター 岐阜県岐阜市金園町1-3-3 クリスタルビル2階	16 あいち介護生産性向上総合相談センター 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階
17 みえ介護生産性向上支援センター 津市栄町3-243 関権第三ビル506	18 滋賀県介護現場革新サポートデスク 滋賀県草津市笠山7-8-138	19 大阪府介護生産性向上支援センター 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11階	20 ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター 兵庫県神戸市西区曙町1070
21 和歌山県介護生産性向上総合相談センター 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	22 岡山県介護生産性向上総合相談センター 岡山市北区御町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	23 介護職場サポートセンター ひろしま 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館内)	24 とくしま介護現場DXサポートセンター 徳島市国府町東高輪宇天満356-1
25 愛媛県介護生産性向上総合相談センター 松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階	26 こうち介護生産性向上総合支援センター 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア 7階	27 福岡県介護DX支援センター 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階	28 ながさき介護現場サポートセンター 長崎県長崎市元船町9-18 長崎BizPORT2階
29 大分県介護DXサポートセンター 大分県大分市明野東3丁目4番1号	30 みやざき介護生産性向上総合相談センター 宮崎県宮崎市高千穂通2-1-2 陸屋第3ビル 4階	31 鹿児島県介護生産性向上総合相談センター 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 カクイクス交流センター2階	32
33	34	35	36

■（令和7年度中に開設予定：14カ所）

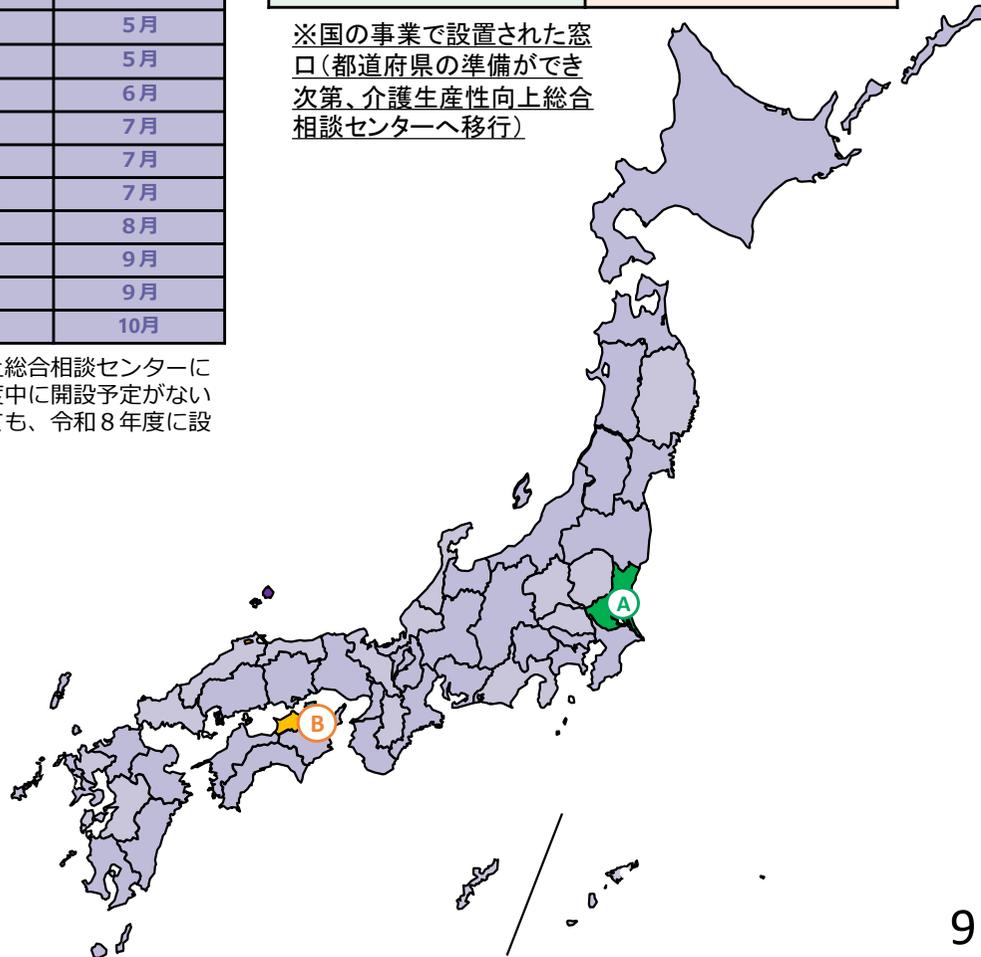
番号	都道府県名	開設予定
1	奈良県	4月
2	熊本県	4月
3	岩手県	5月
4	埼玉県	5月
5	京都府	5月
6	鳥取県	5月
7	高知県	6月
8	栃木県	7月
9	佐賀県	7月
10	沖縄県	7月
11	石川県	8月
12	静岡県	9月
13	山口県	9月
14	群馬県	10月

■介護ロボット・ICT相談窓口（2カ所）

A 公益財団法人介護労働安定センター茨城支部 介護ロボット・ICT相談窓口 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル	B 公益財団法人介護労働安定センター香川支部 介護ロボット・ICT相談窓口 香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階
---	--

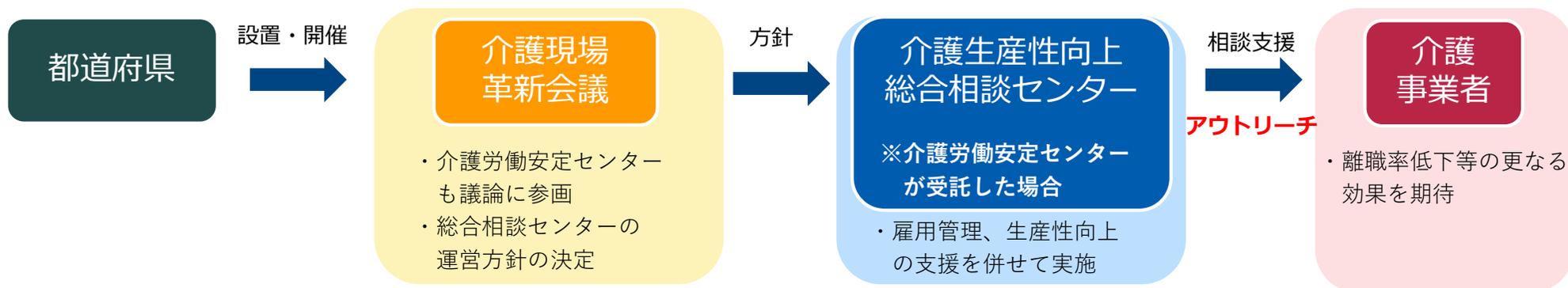
※国の事業で設置された窓口（都道府県の準備ができ次第、介護生産性向上総合相談センターへ移行）

※介護生産性向上総合相談センターに関し、令和7年度中に開設予定がない都道府県についても、令和8年度に設置予定



介護テクノロジー等の相談支援と雇用管理改善の連携の例（介護労働安定センター）

- 都道府県において、介護生産性向上総合相談センター（介護テクノロジー等の相談窓口）を設置。
- 介護労働安定センターにおいて、13箇所の相談窓口の事業を都道府県から受託（令和6年度実績）。介護労働センターにおいて雇用管理の相談援助を事業者へのアウトリーチで実施。離職率の低下等の効果が期待できる雇用管理支援とあわせて、介護テクノロジー等の導入に向けた相談支援を事業者に対して行うことで、連携による更なる効果を期待。



<介護労働安定センター（全体）の相談援助等の実績>

	令和4年度	令和5年度
介護労働サービスインストラクターによる相談援助等	109,028件	97,624件
雇用管理コンサルタントによる相談援助	4172.5時間	4062.0時間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談援助を受けた事業所の離職率	10.8%	10.9%	11.0%
全産業平均※1	13.9%	15.0%	15.4%
介護職種平均※2	14.3%	14.4%	13.1%

※1 雇用動向調査結果

※2 介護労働実態調査結果（2職種：訪問介護員、介護職員）

<介護労働安定センターによる支援事例>

雇用管理の相談援助のノウハウを有する相談員が生産性向上・職場環境改善の支援もアウトリーチで実施

（事例①）小規模GHでのタブレット導入による業務改善

- ・介護記録ソフトを導入。紙媒体での管理からの移行で大幅な業務改善・記録時間の削減（音声入力も可能）
- ・職員に業務改善の意識を醸成し、雇用管理にもつながる支援を実施。

（事例②）業務状況の見直しと雇用管理リスクの低減

- ・介護記録等の属人的な業務の運用に見える化し、職員間で話し合い、申し送り等の基準を策定
- ・管理者と職員間が十分に話し合うことで、互いの業務の理解を促進。これらを踏まえた上で、介護記録ソフト等のICTの活用方法を見直し、業務改善と併せて雇用管理の支援を実施。

(公財) 介護労働安定センターによる相談援助

相談援助の内容

主に小規模事業所や開業間もない事業所に対して、個々の事業所の課題を把握し、必要な情報の提供や相談援助を行う。課題に応じて社会保険労務士、中小企業診断士、医師・看護師、キャリアコンサルタント等の専門家の無料相談を実施する。

■雇用管理等に関する相談

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題整備について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどが相談に応じる。

- **人事制度** 勤務体系・職務基準・人事考課など
- **賃金体系** 昇給・各種手当・賃金規定など
- **就業規則** 労働基準法・就業規則見直しなど
- **助成金の活用等** 助成金を活用した雇用管理環境の整備など



■健康管理やメンタルヘルス等の相談

介護の職場で働く方の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師・理学療法士・産業カウンセラーなどが相談に応じる。

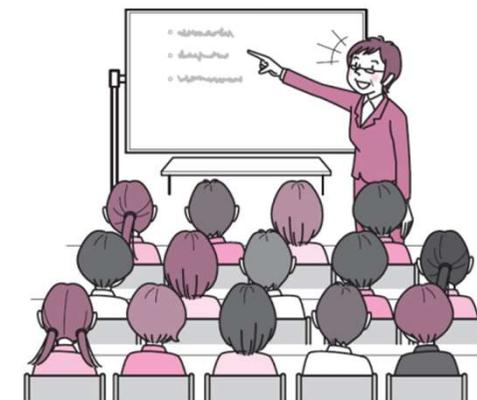
- **健康管理** 腰痛予防や感染症予防など
- **ストレス対策／メンタルヘルス** ストレスの軽減方法や精神衛生の確保など

■教育・研修にかかるご相談

職業能力（介護職員の研修・スキル）の向上を目指し、介護事業主の抱える課題について民間専門家がアドバイスをする。

【ご相談事例】

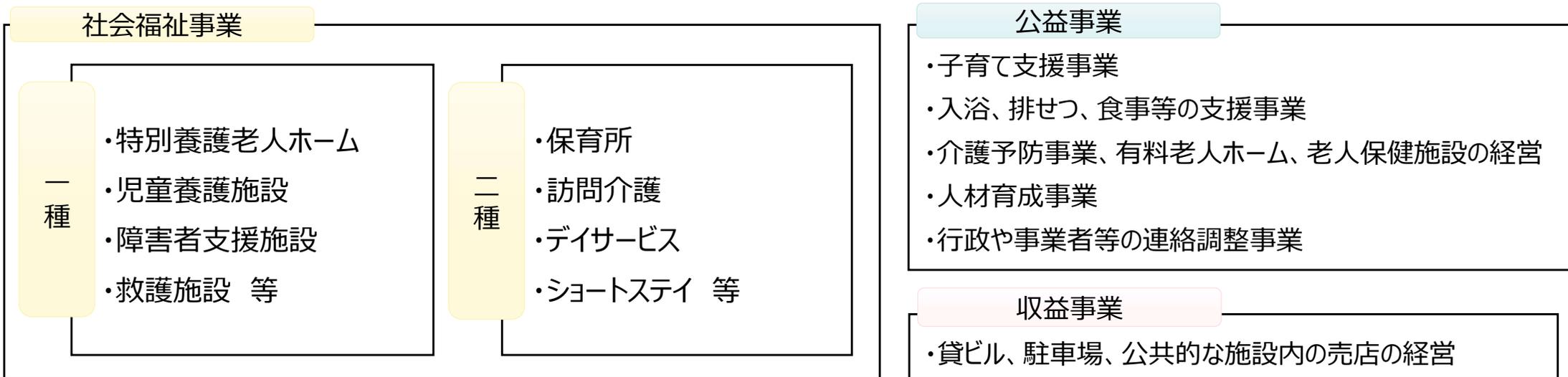
- 研修計画の策定
- リーダー職員の育成
- キャリアパスの構築
- 助成金を活用した職員研修計画



社会福祉法人等の経営状況と様々な支援

社会福祉法人制度とは

社会福祉事業を主たる目的として実施。他に、公益事業、収益事業を実施できる



※1 社会福祉法人が行う事業(法人税法上規定された収益事業を除く)による所得については、法人税は非課税

※2 社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税は非課税

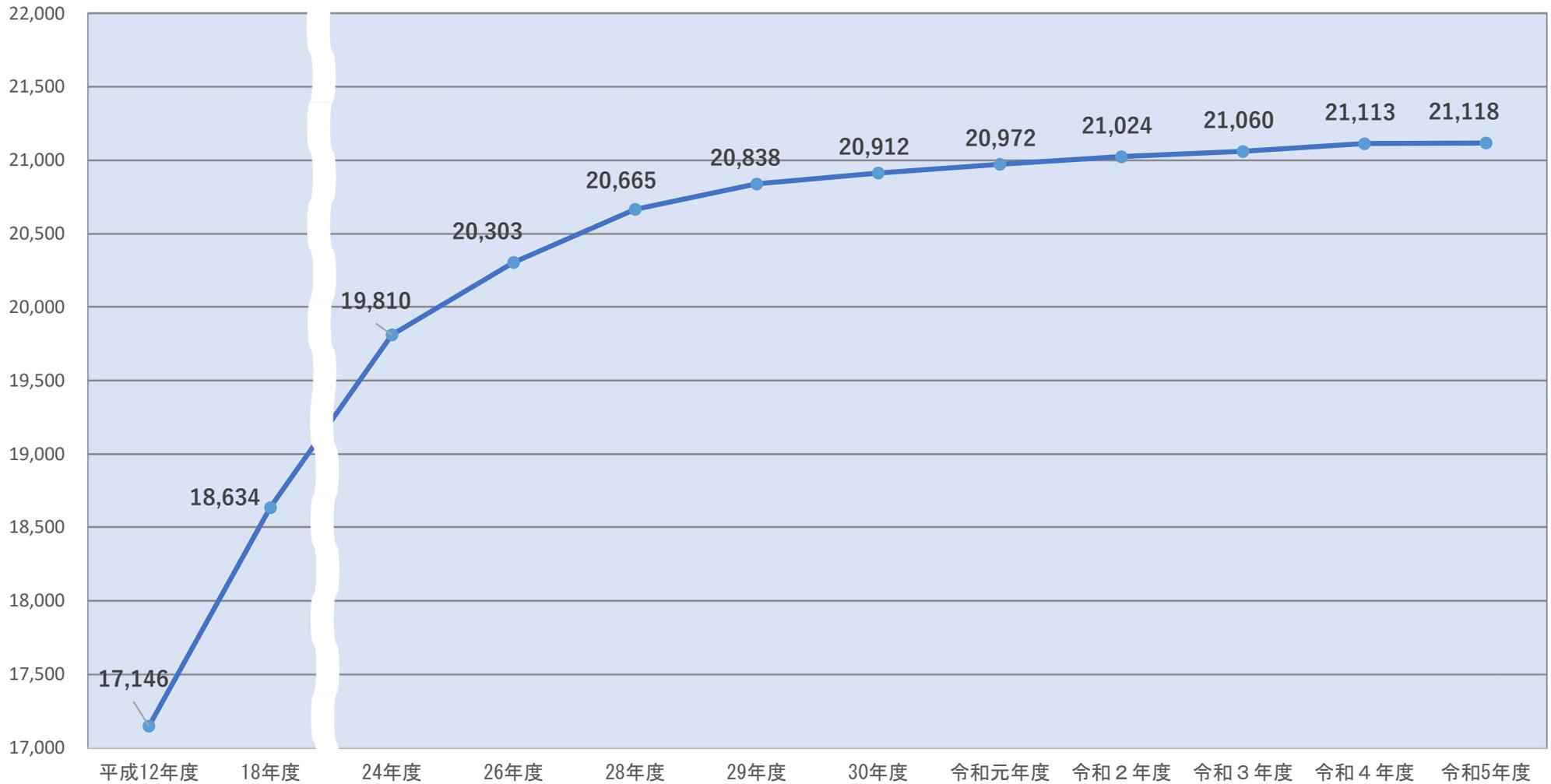
非営利法人として、①法人財産に持分なし ②剰余金の配当なし ③残余財産の分配なし

特徴

- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益(剰余金)の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 (最終的には国庫) に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和4年度→令和5年度：5件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

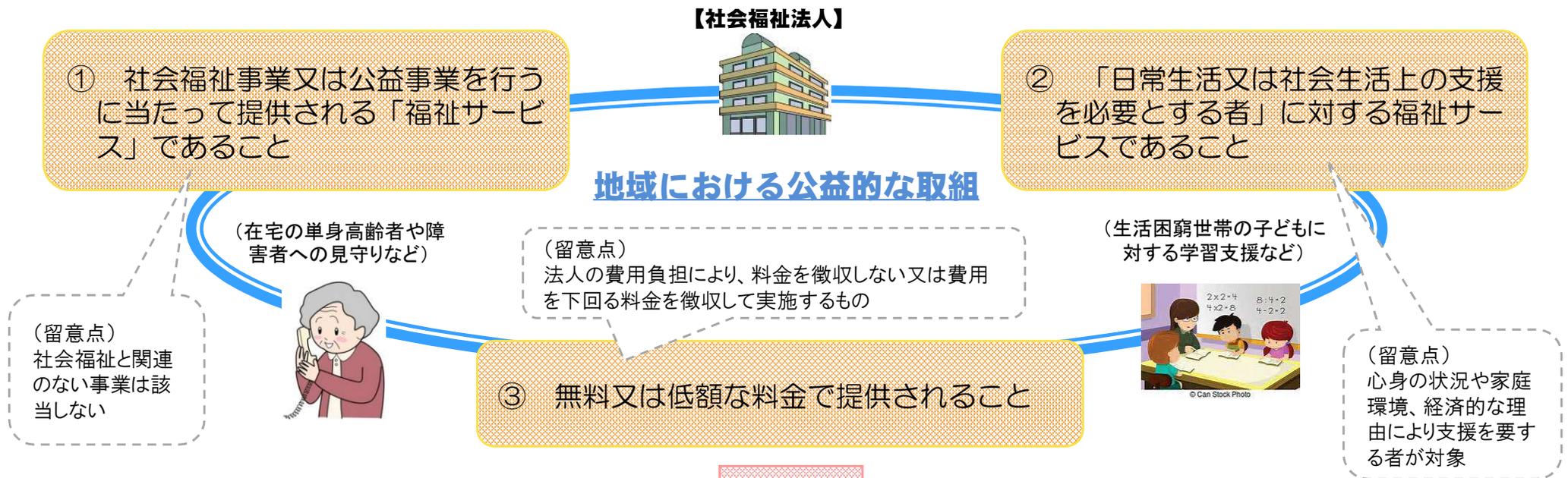
平成28年改正社会福祉法の措置内容	措置状況・評価
<p>1. 経営組織のガバナンスの強化</p>	<p>経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む</p>
<p>○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。</p>	<p>—</p>
<p>○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備</p>	<p>—</p>
<p>○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備</p>	<p>—</p>
<p>○一定規模以上の法人への会計監査人の導入</p>	<p>収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の128法人に設置(令和6年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)</p>
<p>2. 事業運営の透明性の向上</p>	<p>H29より財務諸表等電子開示システムを運用</p>
<p>○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大</p>	<p>—</p>
<p>○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等</p>	<p>財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,024法人/21,086法人(令和6年11月14日時点)</p>
<p>3. 財務規律の強化</p>	<p>—(把握している罰則適用事例はない)</p>
<p>○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等</p>	<p>—</p>
<p>○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化</p>	<p>社会福祉充実財産総額 3,795億円(前年差126億円減) ※福祉基盤課調べ(令和6年10月1日時点)</p>
<p>○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ</p>	<p>社会福祉充実財産発生法人は全体の7.7% ※1,623法人(令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ)</p>
<p>4. 地域における公益的な取組を実施する責務</p>	<p>地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 71.0% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和6年4月1日時点)</p>
<p>○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定</p>	<p>—</p>
<p>5. 行政の関与の在り方</p>	<p>H29に指導監査ガイドラインを策定・公表</p>
<p>○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ</p>	<p>—</p>
<p>○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備</p>	<p>勧告件数 13件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和5年度実績)</p>
<p>○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備</p>	<p>H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置</p>

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

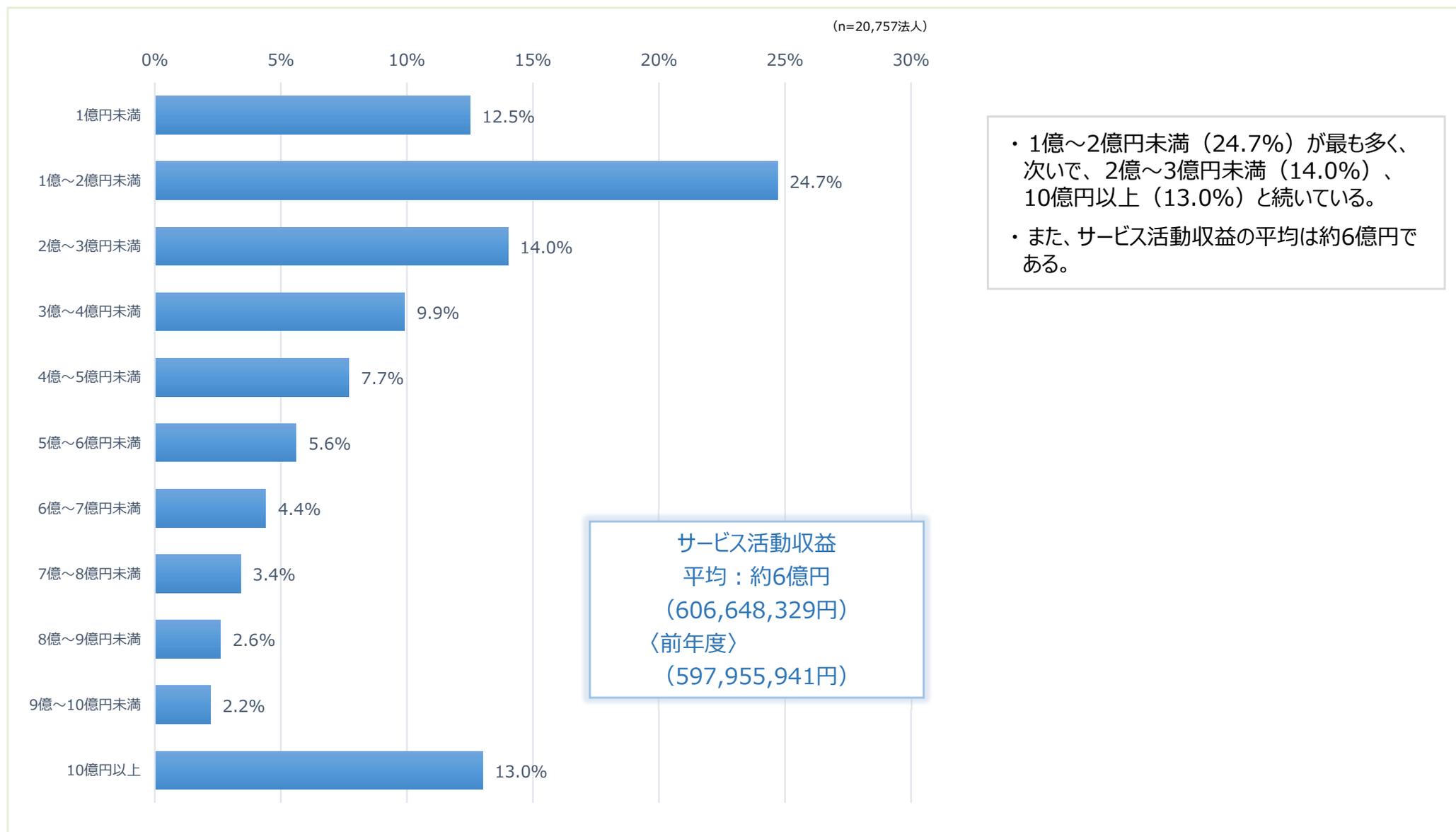
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



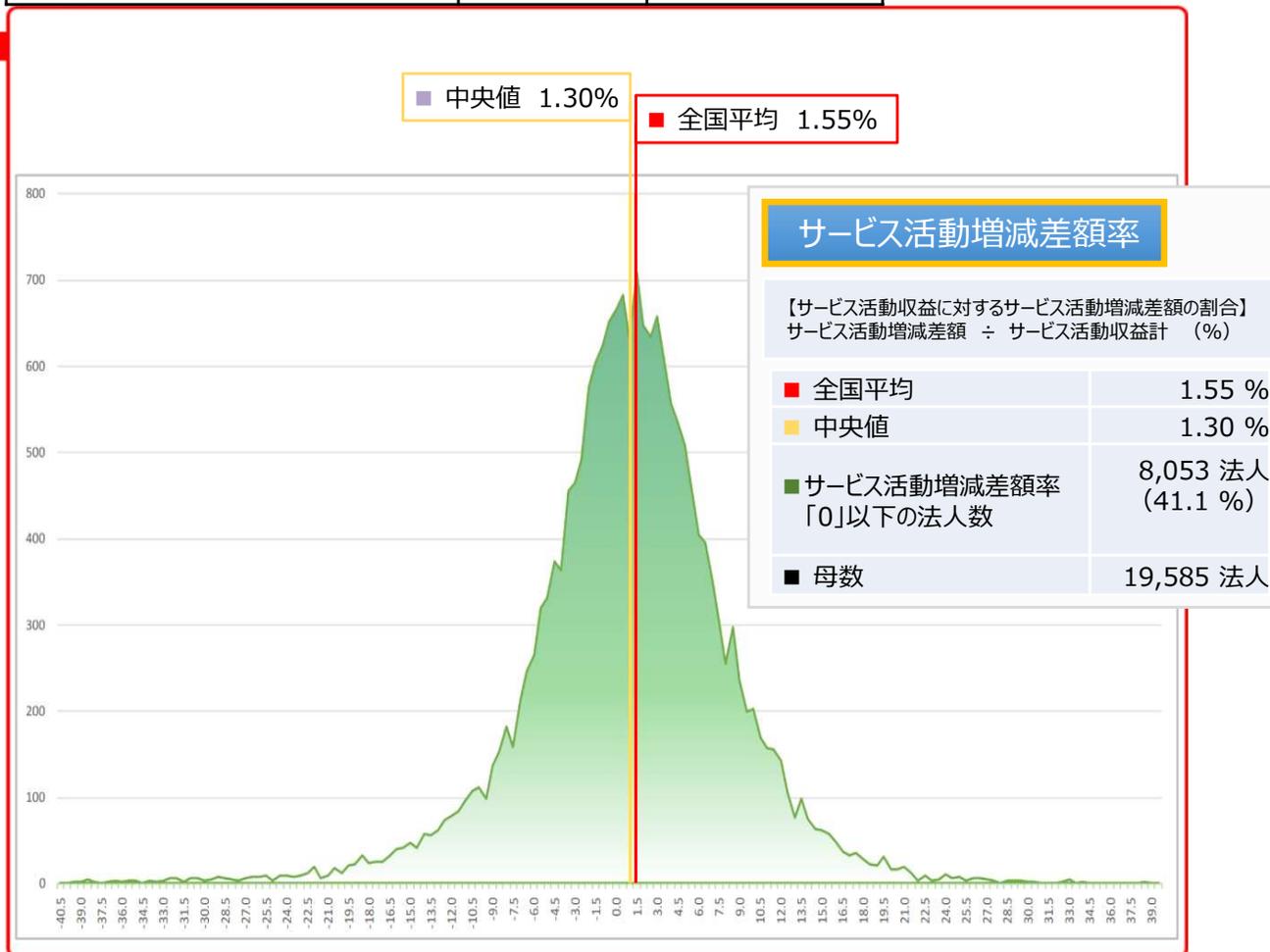
※社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（令和6年4月1日現在）等）データに基づく

社会福祉法人の経営状態 (全国平均)

①指標名をクリック

経営指標	
収益性	サービス活動増減差額率
	経常増減差額率
安定性・継続性	職員一人当たりサービス活動収益
	流動比率
	当座比率
	現金預金対事業活動支出比率
長期継続性	純資産比率
	純資産比率(正味)
	固定長期適合率
	固定比率
資金繰り	借入金比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率(正味)
	債務償還年数
	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
合理性	事業未払金回転期間
	人件費比率
	人件費・委託費比率
	事業費比率
	事務費比率
	支払利息率
	付加価値率
	減価償却費比率
	国庫補助金等特別積立金取崩額比率
	正味金融資産額
資産	正味金融資産額・減価償却累計額比率
	固定資産老朽化率
	総資産経営増減差額率
効率性	事業用固定資産回転率
経営自立性	自己収益比率

サービス活動増減差額率	全国平均	1.55%
	中央値	1.30%
	母数	19,585法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会(非営利法人委員会)が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人の経営状況について

- 令和5年度決算におけるサービス活動増減差額率は1.55%となっている。
- 令和5年度決算におけるサービス活動増減差額が「0」以下の法人割合は41.1%となっている。

<社会福祉法人のサービス活動増減差額率、サービス活動増減差額「0」以下の法人数の推移>

	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
サービス活動増減差額率 (%)	2.09%	2.80%	2.60%	1.54%	1.55%
サービス活動増減差額 「0」以下の法人数(%)	7,369法人 (37.7%)	6,640法人 (33.8%)	7,623法人 (39.0%)	8,566法人 (43.8%)	8,053法人 (41.1%)
(参考) 法人総数(法人)	19,523法人	19,663法人	19,551法人	19,571法人	19,585法人

(※) サービス活動増減差額率は、サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合（サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)）を表す。

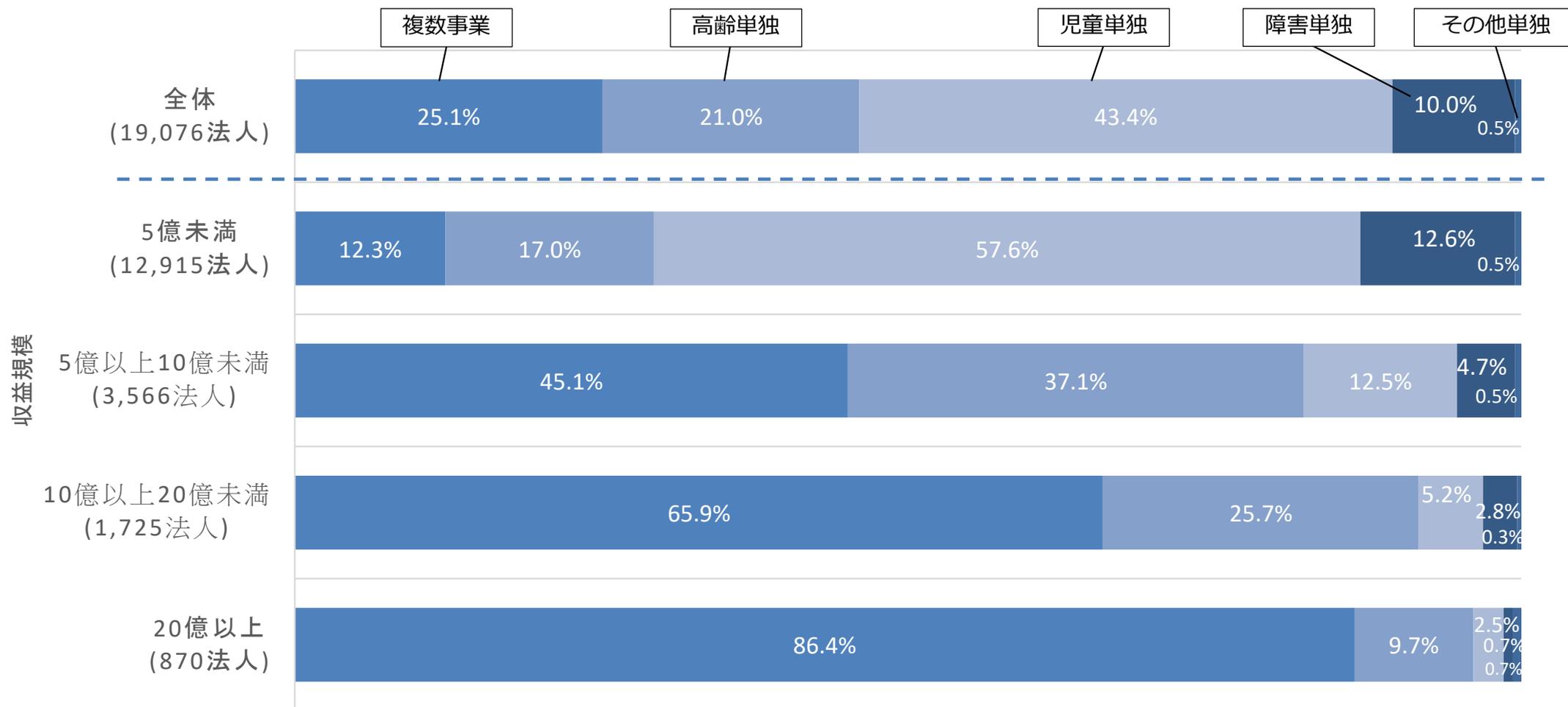
(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」

社会福祉法人の事業展開

- ✓ 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- ✓ 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

【収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合】

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



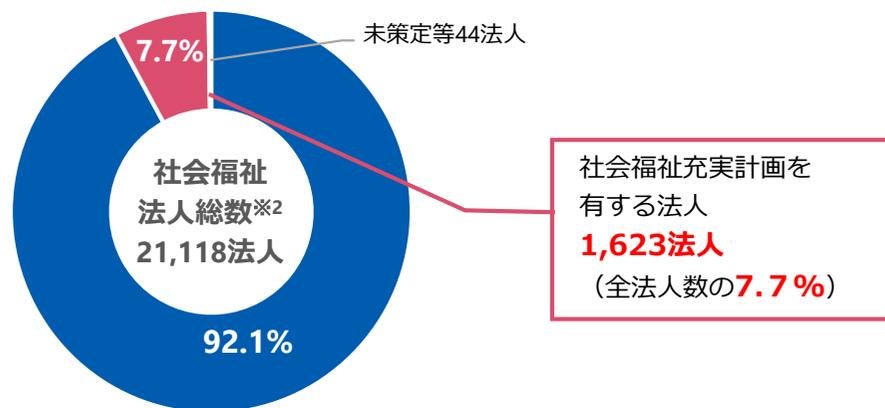
※令和6年4月1日時点の現況報告書（福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計）

※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

令和6年度における社会福祉充実計画の状況について

- 「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、用途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和6年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ※1）
- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,623法人**（社会福祉法人総数※2の**7.7%**）で、**社会福祉充実財産の総額は3,759億円**（参考：令和5年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,772法人（8.4%） 社会福祉充実財産の総額 3,885億円）

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の用途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,501事業 (95.8%)	91事業 (2.5%)	64事業 (1.7%)	3,656事業

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費※3	事業数
合計	3,759億円	3,656事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,772億円 (47.2%)	1,560事業 (42.7%)
新規事業の実施	597億円 (15.9%)	397事業 (10.9%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	143億円 (3.8%)	309事業 (8.5%)
職員給与、一時金の増額	143億円 (3.8%)	455事業 (12.4%)
既存事業のサービス内容の充実	128億円 (3.4%)	351事業 (9.6%)
職員の福利厚生、研修の充実	47億円 (1.2%)	327事業 (8.9%)
既存事業の定員、利用者の拡充	30億円 (0.8%)	43事業 (1.2%)
上記以外の事業	201億円 (5.3%)	214事業 (5.8%)
充実計画の対象となっていない充実財産等※4	698億円 (18.6%)	-

※1 回収率は97.4%（昨年度回収率は96.2%）。なお、回収率の計算式は、（令和7年3月時点有効回答1,623法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,740法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかの場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた73法人を除いた1,667法人）＝97.4%

※2 令和5年度福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数

※3 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上

※4 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

- ✓ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- ✓ 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約。
- ✓ 全国の社会福祉法人に関する現況報告書、計算書類等の情報を公表するとともに、その内容について集約した結果を公表。



社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。
 さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。
 2024.03.28 社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2023年度版）を公表しました。
 ※ 現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行ったのち、7～10日程度で公表されます。

北海道
青森
秋田 岩手
山形 宮城
福島
石川 新潟
福井 富山 長野 群馬 栃木 茨城
佐賀 福岡 山口 島根 鳥取 兵庫 京都 滋賀 岐阜 山梨 埼玉 千葉
長崎 大分 広島 岡山 大阪 奈良 愛知 静岡 神奈川 東京
熊本 宮崎
鹿児島
愛媛 香川
高知 徳島

地図から探す

法人名から探す
例：「〇〇会」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」
検索

事業所名から探す
例：「〇〇事業所」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」
検索

住所から探す
例：「〇〇県〇〇市」
検索

サービスから探す
検索画面へ

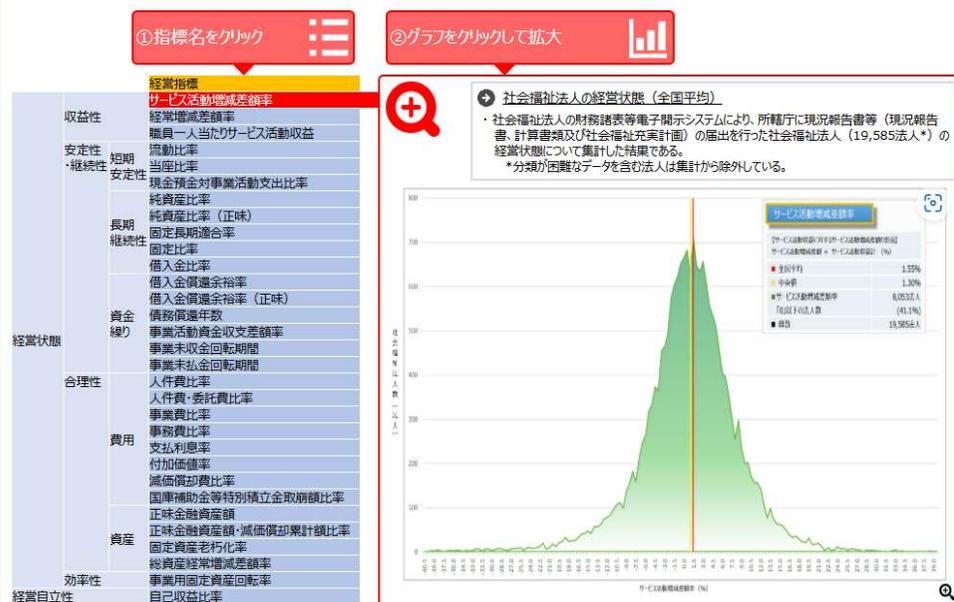
法人番号から探す
例：「0123456789012」
検索

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

2-2.社会福祉法人の経営状態（全国平均）

指標名をクリックすると右側にグラフが表示されます。グラフをクリックすると拡大表示できます。



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

$$\text{サービス活動増減差額率} = \frac{\text{サービス活動増減差額}}{\text{サービス活動収益計 (96)}}$$

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析について

- 改正社会福祉法において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされている。
- 当該調査及び分析データについては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの有する計算書類等のデータを活用し、国及び独立行政法人福祉医療機構がシステムを通じて都道府県等に提供している。
- データから得られる指標について、**個々の社会福祉法人の経営状況を都道府県の平均値と比較する等、社会福祉法人において経営の参考として活用することが可能。**

(参考) 都道府県による統計等の公表例

- ・ 東京都 「都内社会福祉法人の活動状況等の公表」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/katudoujyoukyou.html>

- ・ 神奈川県 「社会福祉法人の財務情報の公表」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6224/zaimujyouhounokouhyou.html>

東京都福祉局 日本語 English 中文簡化 繁體中文 马来語 Indonesian العربية

分類別のご案内 用語案内 各都庁

都内社会福祉法人の活動状況等の公表

社会福祉法により、都道府県は、区域内の社会福祉法人の活動状況等の公表に努めることが求められています。

1 都内社会福祉法人数

都内社会福祉法人の所轄庁別法人数の推移 (PDF: 143KB)

毎年度の4月1日時点での、東京都内に法人本部 (主たる事務所) が設けられています。

2 都内社会福祉法人の活動状況

(1) 地域における公益的な取組の実施報告

地域における公益的な取組の実施報告状況 (令和4年4月1日時点)

(2) 社会福祉充実計画の策定

「社会福祉充実計画」の策定状況 (令和4年度) (PDF: 860KB)

都・区市が所管する社会福祉法人での、令和4年度における社会福祉充実計画の策定状況の概要です。(令和4年12月1日時点)

(3) 会計監査人の選任

会計監査人選任状況 (令和4年度) (PDF: 400KB)

(4) 会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用

会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用状況 (令和4年4月1日時点) (PDF: 259KB)

3 都内社会福祉法人の現況

都内社会福祉法人の財務指標 事業区分別平均値 (令和2年度決算)

事業区分	法人数	活動比率	純資産比率	固定長期適合比率	人件費・委託費比率	労働分配率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	81.1%	74.9%	87.1%	5.3%	1.4%	5.8%
保育のみ経営	386	306.7%	85.7%	91.4%	78.1%	88.1%	5.7%	0.4%	6.5%
障害のみ経営	191	686.5%	86.3%	89.1%	67.5%	76.4%	6.6%	1.3%	7.4%
介護のみ経営	150	514.8%	81.4%	86.6%	75.8%	87.8%	4.3%	5.2%	4.1%
その他事業(児童施設等)のみ経営	112	538.1%	85.2%	82.0%	88.4%	85.4%	6.9%	4.8%	10.0%
複業事業を営む	210	410.7%	79.8%	83.2%	74.4%	88.7%	4.1%	2.6%	5.5%

都内社会福祉法人の財務指標 収益規模別平均値 (令和2年度決算)

サービス活動収益 (単位: 百)	法人数	活動比率	純資産比率	固定長期適合率	人件費・委託費比率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	84.1%	74.9%	5.3%	1.4%	5.8%
1億未満	62	793.8%	82.6%	67.1%	63.6%	8.3%	5.4%	7.5%
1億以上2億未満	138	429.2%	85.3%	84.8%	75.6%	6.4%	2.1%	4.5%
2億以上3億未満	152	438.2%	83.2%	84.4%	78.8%	6.0%	0.6%	5.3%
3億以上4億未満	108	434.4%	85.0%	83.5%	74.9%	5.3%	2.2%	6.8%
4億以上5億未満	105	392.6%	84.9%	86.4%	76.5%	5.3%	1.1%	5.3%
5億以上6億未満	70	454.8%	84.6%	88.2%	75.7%	5.7%	1.3%	7.0%
6億以上7億未満	56	455.9%	85.5%	88.1%	75.6%	5.3%	0.9%	6.8%
7億以上8億未満	40	408.3%	81.8%	82.6%	76.1%	5.2%	1.7%	6.2%
8億以上9億未満	35	310.8%	78.4%	85.6%	78.2%	7.4%	2.2%	7.4%
9億以上10億未満	33	489.7%	84.3%	85.3%	75.2%	4.2%	0.4%	6.4%
10億以上20億未満	137	355.7%	79.9%	84.4%	74.6%	4.5%	2.3%	6.4%
20億以上30億未満	49	401.3%	80.4%	80.5%	75.5%	3.5%	0.8%	4.1%
30億以上	64	284.9%	70.1%	83.6%	72.3%	3.1%	4.4%	4.9%

(注1) 厚生労働大臣所轄法人、新設法人等を除く。
(注2) 平均値の精度を高めるため、各指標の上位・下位2% (小数点以下切り捨て) を除外して平均値を算出している。

WAMから所轄庁に提供している法人ごとの分析用スコアカードのイメージ

法人の基本情報、直近3か年の事業分野と収益規模、提供サービスと事業所数、主要6指標による直近3か年のレーダーチャートを表示しています。

レーダーチャートやランクの定義等を説明を記載しています。

経営指標毎に自法人、事業分野平均(国、都道府県)、収益規模平均(国、都道府県)及びそれらの直近3か年の推移を折れ線グラフで表示します。また、指標の説明、見方、基準値範囲を表示します。

社会福祉法人 スコアカード

■ 基本情報

法人名称	社会福祉法人〇〇〇〇会
所在地	東京都港区〇〇〇 4丁目3番13
所轄庁	東京都
ホームページ	https://www.wam.go.jp/tp/
連絡先	03-9999-9999
Eメール	tsuwase-madoguchi@wam.go.jp

提供サービス		事業所数
1	障害者の福祉(施設入所介護)	2
2	障害サービス事業(訪問介護)	2
3	障害サービス事業(訪問看護)	1
4	障害サービス事業(特定居宅介護)	1
5		

事業分野	前々年度(2021年度)	前年度(2022年度)	当年度(2023年度)
福祉事業分野	介護福祉	介護福祉	介護福祉
収益規模	5億円未満	5~10億円	10億円以上

■ 主要6指標による評価

■ 経営指標推移

主要6指標

経常増減率	-0.100%
流動比率	105.000%
固定長期適合率	-0.100%

計算式

固定資産：(純資産 + 固定負債) (%)
 流動資産：貸倒引当金
 純資産：貸倒引当金 + 固定負債 + 貸倒引当金

指標の解説

固定資産の推移に関する資金調達のプロセスを示す指標である。

判定値

>100%
 判定値の解説
 値が高いほど、長期持続性が高いと見られる。100%を超過する場合は、返済不能な資金(純資産)や長期借入金等に
 加え、返済済みにして返済済みの分は資金も借入の返済済みが残っている状態を示す。

前々年度(2021年度)				前年度(2022年度)				当年度(2023年度)				
国(平均)		都道府県(平均)		国(平均)		都道府県(平均)		国(平均)		都道府県(平均)		
事業分野	収益規模	事業分野	収益規模	事業分野	収益規模	事業分野	収益規模	事業分野	収益規模	事業分野	収益規模	
福祉事業分野	3.000%	4.500%	3.700%	0.500%	介護福祉	5~10億円	介護福祉	5~10億円	介護福祉	10億円以上	介護福祉	10億円以上
	-3.000%											

借入金償還余裕率	-0.100%
事業活動資金収支差額率	-0.100%
正味金融資産・減価償却累計額比率(参考指標)	-0.100%

収益性

(独) 福祉医療機構による経営サポート事業の概要

○ (独) 福祉医療機構において施設の健全経営を支援するため、リサーチ・セミナー・コンサルティングを実施

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施している。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・ 介護報酬改定に関するアンケート調査の結果
- ・ 福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・ 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査
- ・ 病院の経営状況について など

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

リサーチ・コンサル事例に基づいた講義

機構融資に関する質問・相談の受付

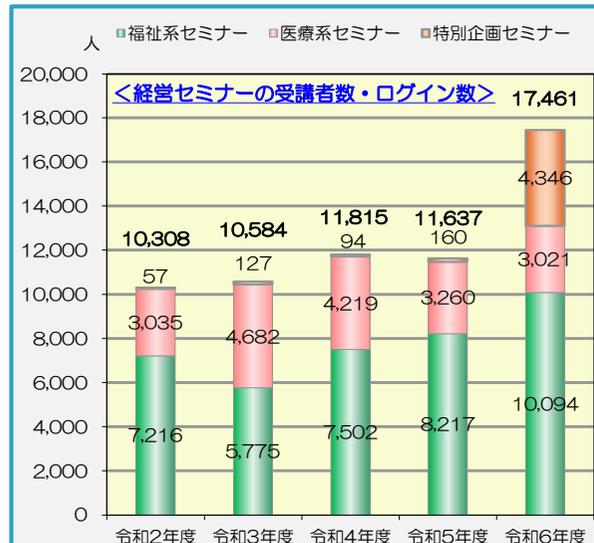
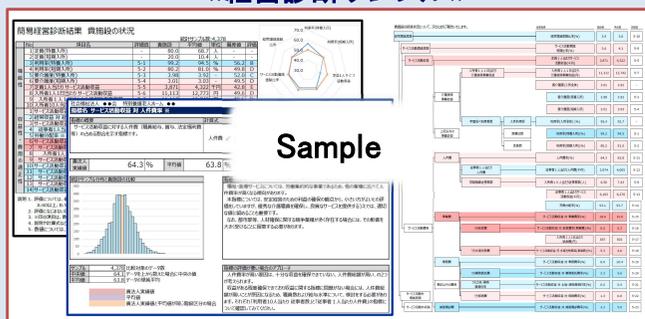
コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

■コンサルティング事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方策を提示
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング
介護医療院移行支援プログラム	医療療養病床等から介護医療院への円滑な移行を支援
経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

《経営診断サンプル》



※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーをWEB配信としたため、視聴ページへのログイン数を記載
令和4年度以降はオンラインと集合形式を併用して実施したため、受講者数とログイン数の合計を記載



(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業について

1 事業の目的

- (独) 福祉医療機構が行う福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進及び向上を図ることを目的として実施。

2 貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業
貸付対象施設等 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金
貸付金利 (注2・3)	年1.50%～2.60% (年1.60%～2.20%)
償還期間 (注4)	20年以内

- (注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
(注3) 貸付金利は令和7年4月1日現在の建築資金 (20年以内) の金利。() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充（令和7年4月～）

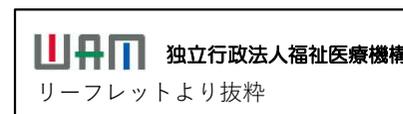
《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50% ^{※1}	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 ^{※2} 限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院：7.2億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ^{※3}	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。
 ※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。
 ※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

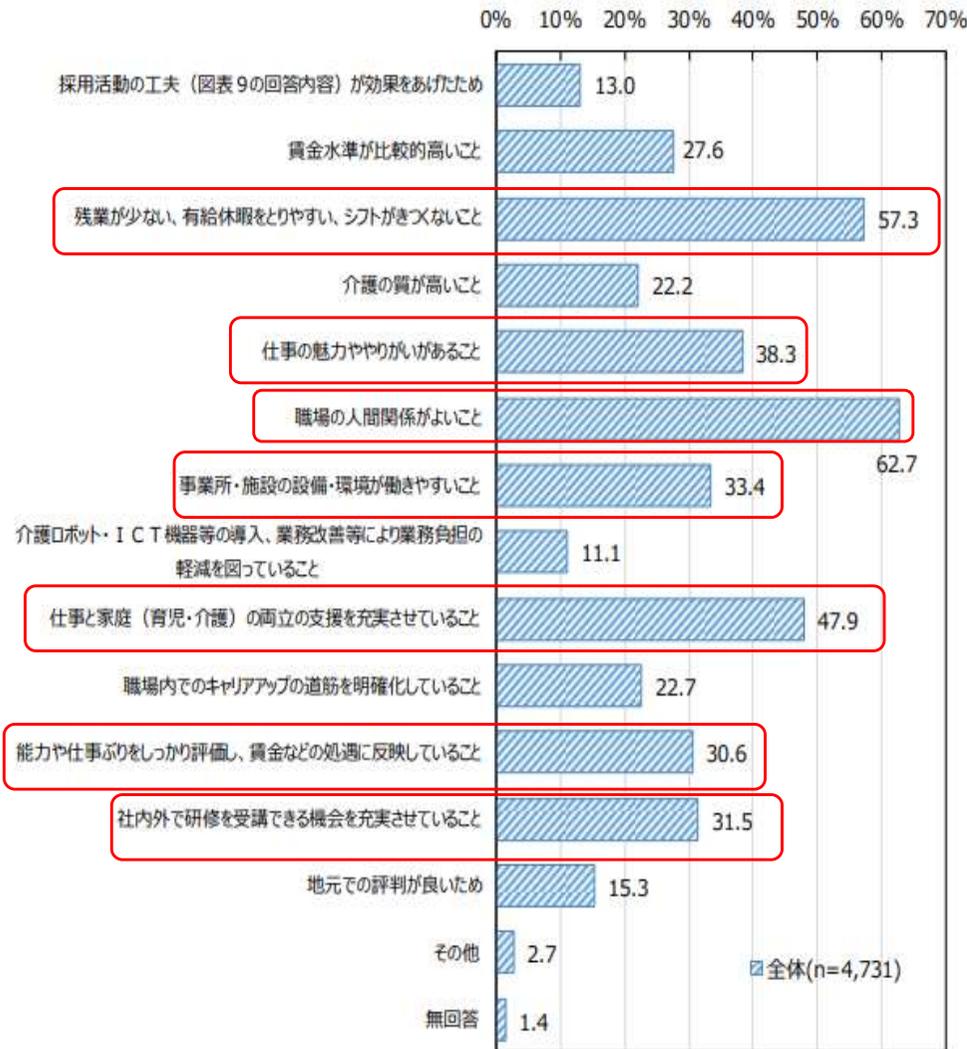
▼利率表はこちら



介護人材の確保について（採用がうまくいっている理由）

- 人材の確保について事業所側に「採用がうまくいっている理由」を尋ねたところ、最も多いのは「職場の人間関係がよいこと」であった（62.7%）。
- 次いで、「残業が少ない、有給休暇をとりやすい、シフトがきつくないこと」の 57.3%、「仕事と家庭（育児・介護）の両立の支援を充実させていること」の 47.9%、「仕事の魅力ややりがいがあること」の 38.3%、「事業所・施設の設備・環境が働きやすいこと」の 33.4%の順となった。

＜採用がうまくいっている理由（複数回答）＞



＜法人格別、事業所規模別採用がうまくいっている理由（複数回答）＞

法人格別	回答事業所数	採用活動の工夫（図表9-1）が効果をあげたため	賃金水準が比較的高いこと	残業が少ない、有給休暇をとりやすいこと*1	介護の質が高いこと	仕事の魅力ややりがいがあること	職場の人間関係がよいこと	事業所・施設の設備・環境が働きやすいこと	と*2	立の支援を充実させていること	筋を明確化していること*3	処遇に反映していること*3	仕事をしっかり評価し、賃金などの処遇に反映していること	社内外で研修を受講できる機会を充実させていること	地元での評判が良いため
全体	4,731	13.0	27.6	57.3	22.2	38.3	62.7	33.4	11.1	47.9	22.7	30.6	31.5	15.3	
民間企業	3,045	12.5	27.8	58.3	22.3	38.9	64.6	32.7	10.5	46.7	22.2	34.7	27.5	14.8	
社会福祉協議会	122	9.8	22.1	62.3	22.1	40.2	59.8	25.4	10.7	48.4	23.8	18.9	41.8	19.7	
社会福祉法人	689	18.9	29.8	55.3	19.3	34.4	55.3	37.9	16.7	49.6	26.0	24.1	41.7	16.4	
医療法人	452	10.4	25.4	60.2	20.6	34.1	61.3	33.2	8.2	49.3	19.5	21.7	34.7	13.1	
NPO	136	18.4	23.5	52.2	33.1	49.3	75.7	33.1	14.0	55.1	30.1	30.9	43.4	24.3	
社団・財団法人	105	5.7	22.9	53.3	30.5	47.6	54.3	30.5	4.8	52.4	25.7	24.8	42.9	16.2	
協同組合	63	4.8	28.6	41.3	27.0	46.0	68.3	30.2	9.5	52.4	17.5	20.6	30.2	15.9	
地方自治体	26	7.7	38.5	42.3	7.7	38.5	42.3	42.3	0.0	26.9	7.7	0.0	38.5	11.5	
その他	57	3.5	29.8	54.4	21.1	31.6	52.6	40.4	8.8	49.1	17.5	26.3	26.3	17.5	
事業所規模別															
4人以下	439	9.6	22.6	54.2	17.5	40.1	56.9	27.6	8.2	36.0	12.3	23.9	25.7	10.9	
5~9人	1,128	10.8	24.4	61.3	23.1	42.8	66.9	32.8	8.2	46.9	18.6	31.1	26.2	14.5	
10~19人	1,632	12.7	27.0	56.4	22.5	40.2	66.4	32.2	8.9	47.1	23.7	30.7	30.6	14.6	
20~49人	1,082	16.0	30.3	57.4	21.8	34.5	58.6	36.0	13.5	52.9	27.0	32.7	35.3	18.1	
50~99人	328	16.5	36.6	54.6	22.0	24.4	54.0	39.3	23.2	53.4	27.1	31.1	46.0	14.9	
100人以上	78	20.5	43.6	51.3	26.9	32.1	52.6	39.7	32.1	59.0	41.0	34.6	50.0	25.6	

（注1）「その他」、無回答は除く。また、地方自治体はデータ数が少ないため参考値。

（注2）表頭*1は「残業が少ない、有給休暇をとりやすい、シフトがきつくないこと」、

*2は「介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等により業務負担の軽減を図っていること」、

*3は「能力や仕事をしっかり評価し、賃金などの処遇に反映していること」の略。

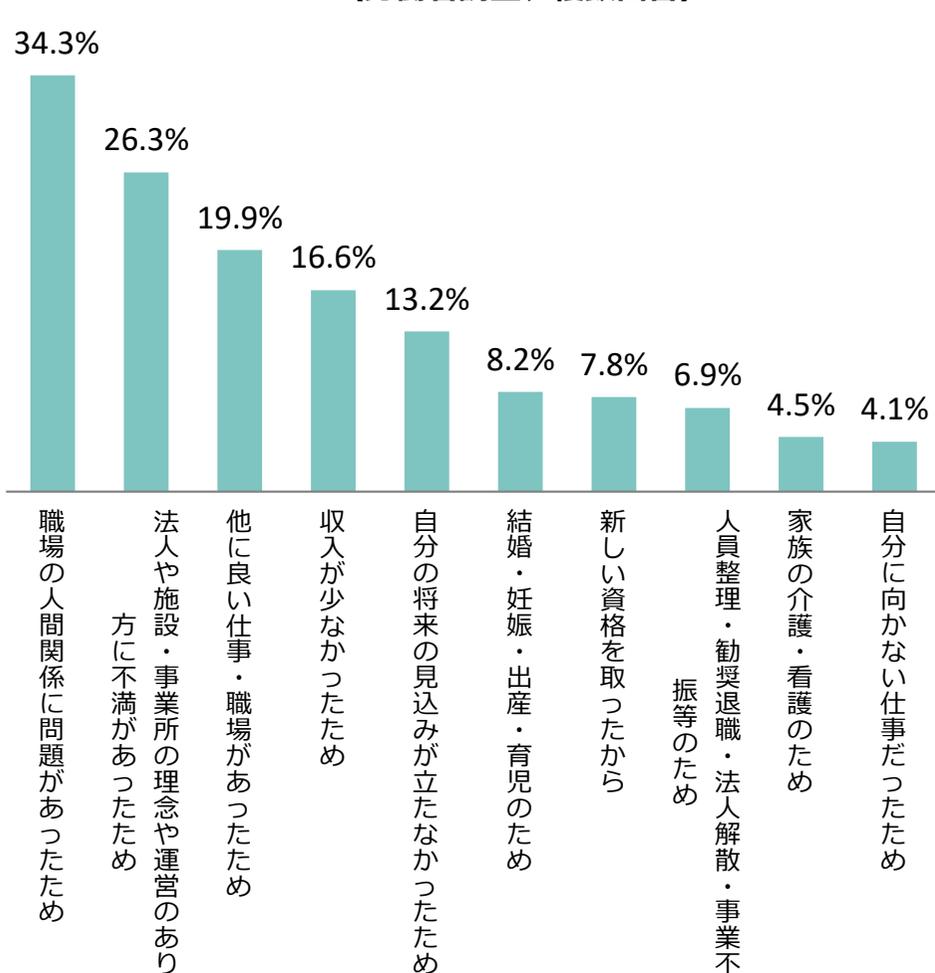
（注3）網掛けセルは全体よりも5ポイント超上回るもの。斜線セルは全体よりも6ポイント超下回るもの。

介護人材の確保について（介護職員の主な離職の要因及び主な離職防止対策）

- 労働者側に介護職の離職理由を聞くと、「職場の人間関係に問題があったため」が一番多くなっている。
- 早期離職防止・定着促進について、事業所側に「効果があった」施策を尋ねたところ、「仕事の内容は変えずに、労働時間や労働日を本人の希望で柔軟に対応している」、「残業削減、有給休暇の取得促進、シフトの見直し等を進めている」の順となっている。

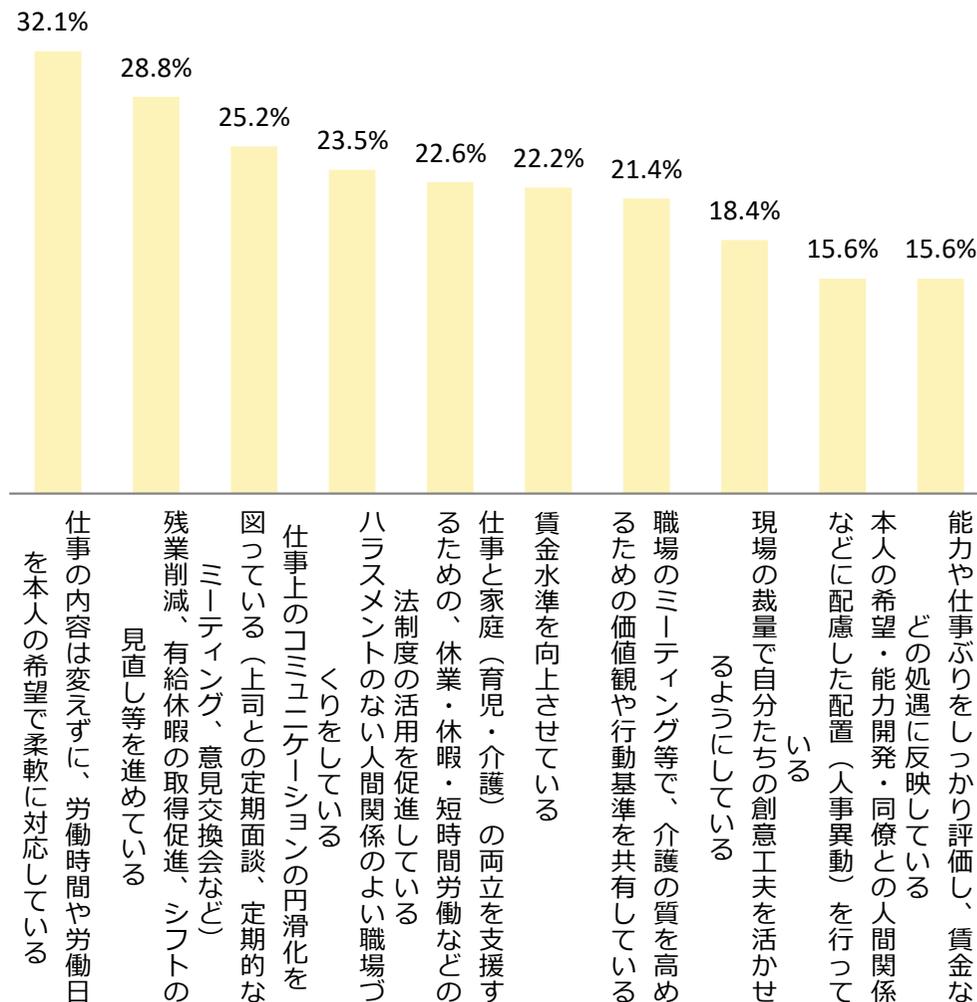
介護関係の仕事をやめた理由

（労働者調査、複数回答）



早期離職防止・定着促進に効果のある方策

（事業所調査、複数回答）



（※）直前職が介護職で現職も介護職の者の回答

（資料出所）介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」を基に老健局にて作成

(公財)介護労働安定センターの概要

設立、組織・予算等

1 設立年月日 平成4年4月1日

2 厚生労働大臣の指定 平成4年7月1日

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第15条に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。

3 組織と予算

(1) 組織（令和6年6月1日現在）

（本部）東京都荒川区 （支部・支所）47都道府県

役員：14人（常勤は理事長のみ）、職員：337人（うち、常勤：312人）

(2) 令和6年度予算（総額：2,993百万円）

内訳・・・国庫交付金：1,892百万円、会費収入：62百万円、事業収入：1,039百万円

主な事業（交付金事業）

介護事業主に対して、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進に係る手法に関する相談援助及び介護労働関係情報等の総合的な収集・提供を行う。

【雇用管理改善事業】

- ・ 相談援助事業
- ・ 介護雇用管理改善の好事例の情報提供
- ・ 介護労働実態調査

【能力開発事業】

- ・ 介護労働講習
- ・ 研修コーディネート事業
- ・ 能力開発に関する研究

雇用管理改善事業（交付金事業）

介護事業者に対して、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進と魅力ある職場づくりに関する相談援助及び介護労働関係情報等の総合的な収集・提供を行う。

（1）相談援助事業

主に小規模事業所や開業間もない事業所に対して、個々の事業所の課題を把握し、必要な情報の提供や相談援助を行う。課題に応じて社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家に、また、介護労働者の健康確保に関する専門的な相談については、医師・看護師等に委嘱して実施する。

- ・ 主な相談事例：賃金や労働時間への不満等により、従業員が定着しない現状を改善したい。
- ・ 効果：キャリアに応じた賃金体系や評価制度の導入等により処遇改善を図り、定着につなげている。

	令和4年度	令和5年度
介護労働サービスインストラクターによる相談援助等	109,028件	97,624件
雇用管理コンサルタントによる相談援助	4172.5時間	4062.0時間
ヘルスカウンセラーによる健康相談	1612.5時間	1642.5時間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談援助を受けた事業所の離職率	10.8%	10.9%	11.0%
全産業平均※1	13.9%	15.0%	15.4%
介護職種平均※2	14.3%	14.4%	13.1%

※1 雇用動向調査結果

※2 介護労働実態調査結果（2職種：訪問介護員、介護職員）

（2）介護雇用管理改善の好事例の情報提供

雇用管理改善に関する好事例等の情報を入手できるほか、事業主が自ら雇用管理改善についての簡易な診断を行うことができるシステムをホームページ上で運営する。

（3）介護労働実態調査

雇用管理改善に資する基礎資料として、事業所における介護労働の実態及び介護労働者の就業の実態等を調査・把握する。

能力開発事業（交付金事業）

介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための訓練や、キャリア形成に積極的に取り組む介護事業者や介護労働者に対する相談援助等を実施する。

（1）介護労働講習（実務者研修を主な内容とする講習）（450時間+a）

離転職者を対象として、介護福祉士の受験要件である「実務者研修」に、実践的な技術に関するカリキュラムや就職支援を併せた講習を全国で実施する。

介護労働講習実績	令和4年度	令和5年度
実施回数/受講者数	47回/1,401人	47回/1,474人
就職率	91.4%	88.1%

（2）研修コーディネート事業

介護労働者のキャリア形成の支援等を促進するため、介護事業者及び介護労働者に対し、キャリアパス構築のための相談援助を行う。

研修コーディネート事業実績	令和5年度実績
個別相談援助件数	2,078件

（3）介護分野における能力開発に関する研究

介護事業所における雇用管理・マネジメントスキルの育成に関する研究を行う。

(4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

社保審-介護給付費分科会	
第246回 R7.4.14	資料1-4 を一部加工

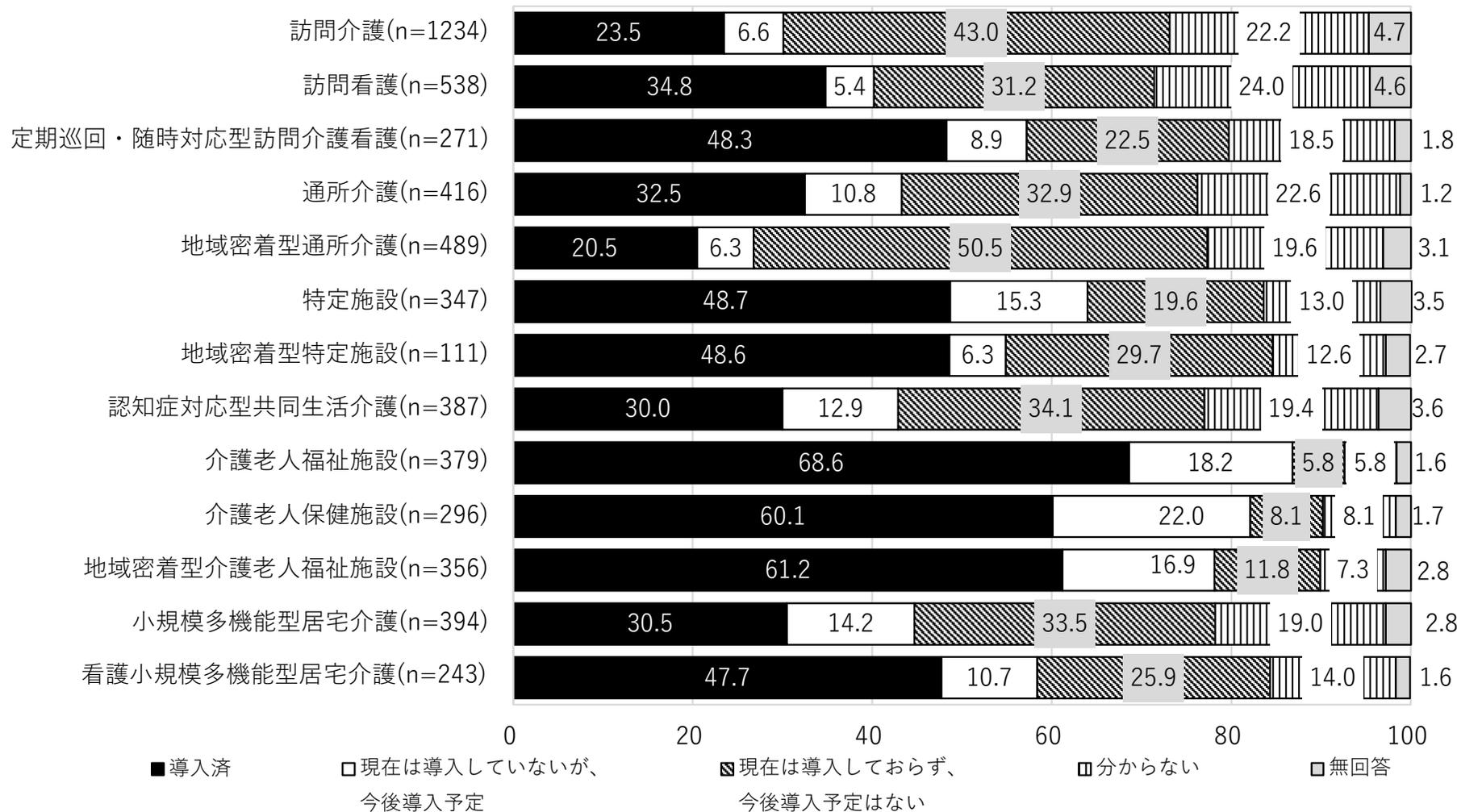
A. アンケート調査(事業所調査) ※調査時点:令和6年9月1日時点

【テクノロジーの活用状況(事業所票:問8(1))】

○ 介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入済みの割合が高いサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設であった。

※導入しているテクノロジーの種類については、いずれのサービスにおいても「介護ソフト」の割合が最も高かった。

図表19 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入状況(サービス別)



(4). 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

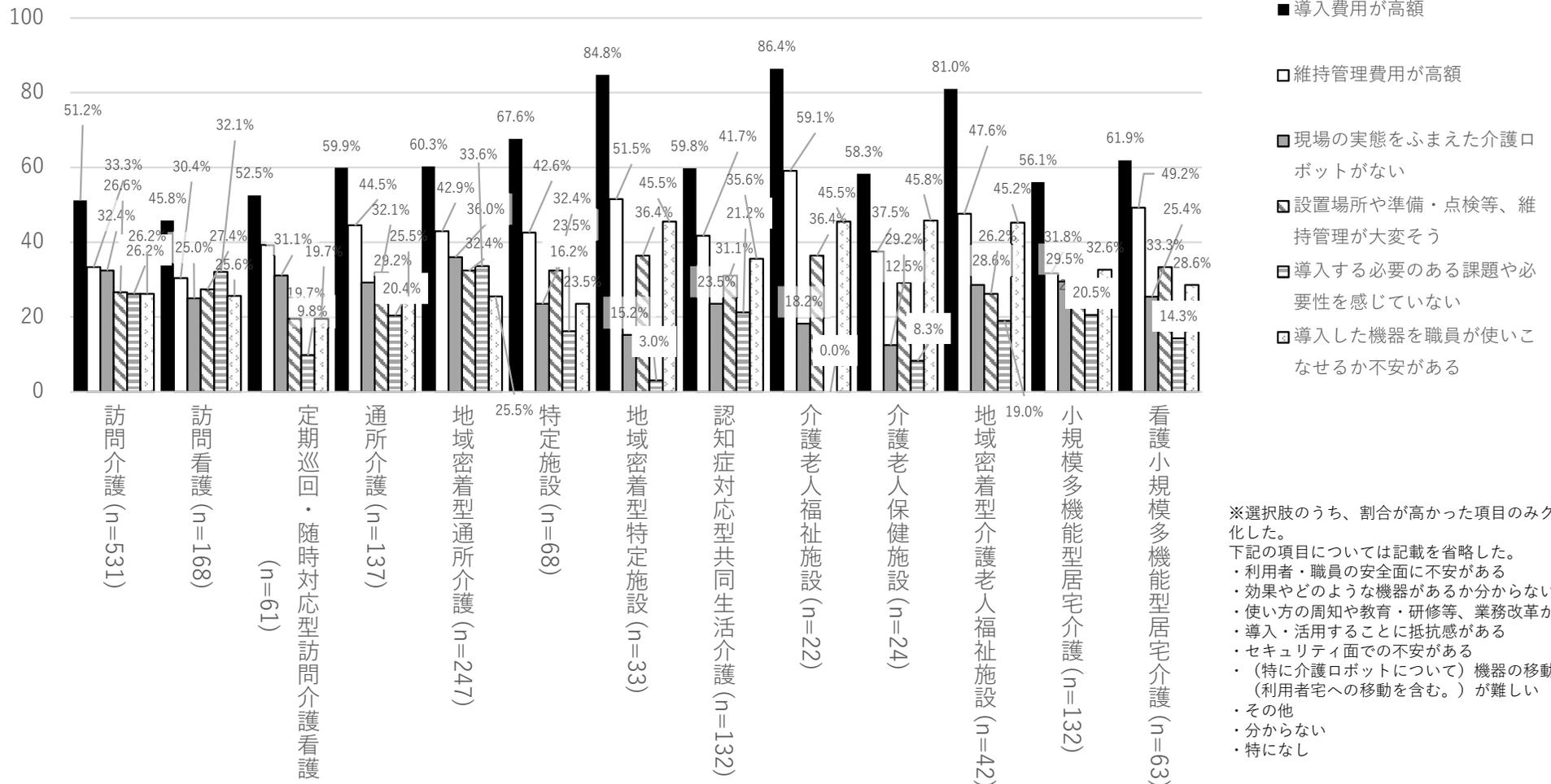
A. アンケート調査(事業所調査) ※調査時点:令和6年9月1日時点

【テクノロジーの活用状況(事業所票:問8(5))】

○ テクノロジーを導入していない理由については、いずれのサービスにおいても「導入費用が高額」の割合が最も高かった。また、多くのサービスにおいて「維持管理費用が高額」の割合が次いで高かった。

○ 地域密着型特定施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設では「導入した機器を職員が使いこなせるか不安がある」の割合も高かった。

(%) 図表20 テクノロジーを導入していない理由(サービス別)



※選択肢のうち、割合が高かった項目のみグラフ化した。
 下記の項目については記載を省略した。
 ・利用者・職員の安全面に不安がある
 ・効果やどのような機器があるか分からない
 ・使い方の周知や教育・研修等、業務改革が必要
 ・導入・活用することに抵抗感がある
 ・セキュリティ面での不安がある
 ・(特に介護ロボットについて) 機器の移動(利用者宅への移動を含む。)が難しい
 ・その他
 ・分からない
 ・特になし

※テクノロジーを「導入していない」と回答した事業所を対象とした設問

【介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業)

○ 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル(中核)人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

○ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等



【実施主体】
都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4
(要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2)

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・
国・都道府県4/5、事業者1/5

○ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

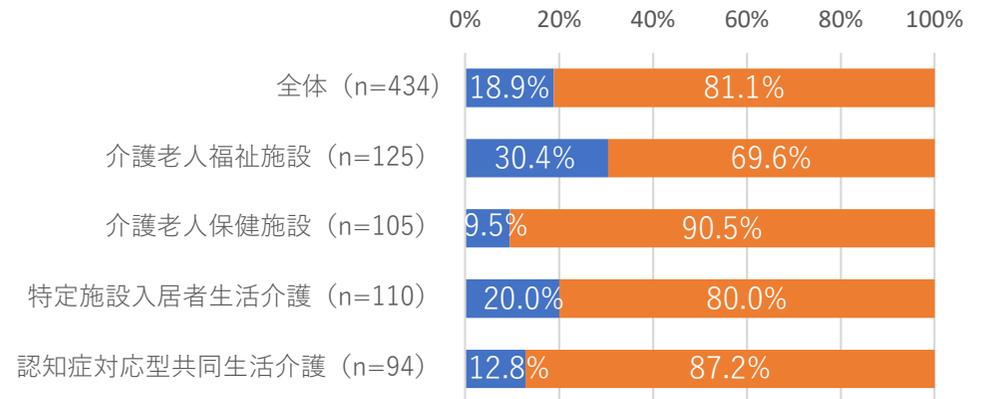
介護助手活用の現状について

○ 現在、介護助手等を導入（雇用）している介護施設・事業所は全体の約51%を占めており、介護助手等として活躍されている方は、女性が全体の約81%、年齢は60歳以上が全体の約57%、保有している介護系の専門資格は「いずれの資格も保有していない」が全体の約59%を占めていた。

【介護助手等の導入（雇用）の有無】



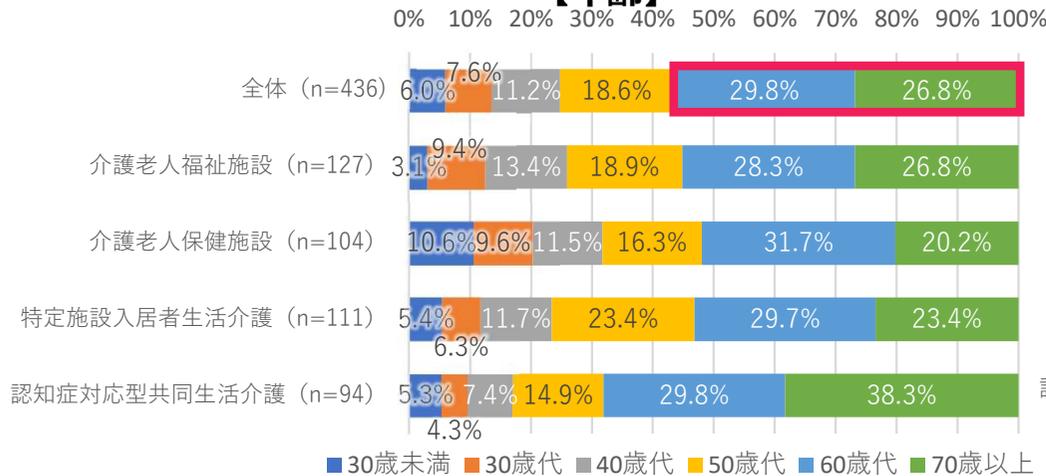
【性別】



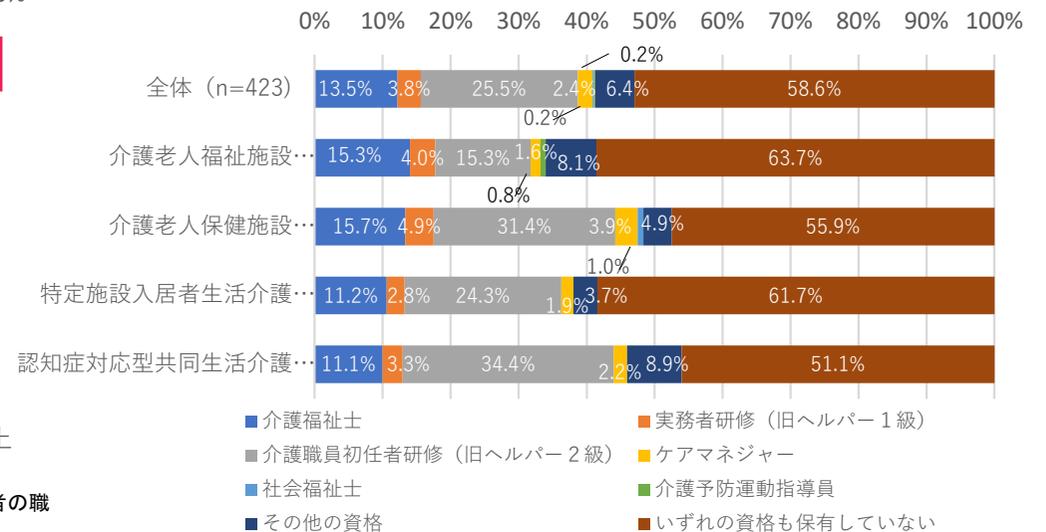
■現在、導入（雇用）している ■現在は導入（雇用）していないが、過去、導入（雇用）していた ■一度も導入（雇用）したことがない

■男性 ■女性

【年齢】



【保有している介護系の専門資格（複数回答）】



※ 本調査において、「介護助手等」を以下のいずれの項目を満たした方と定義している。

1. 介護施設・事業所もしくは介護施設・事業所を運営する法人と雇用関係にある（有償ボランティアや委託事業者の職員は除く）

2. 掃除や食事の配膳・片付け、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、【出典】令和4年度老健事業「介護助手等の導入に関する実態及び適切な業務の設定等に関する調査研究事業報告書」

介護助手の活用(タスク・シフト/シェア) 主な実証結果

社保審-介護給付費分科会	
第223回R5.9.8	資料3 (一部加工)

導入目的

介護職員の身体的・精神的な業務負担の軽減：介護助手を導入することにより、役割分担・機能分化を行い、介護職員が実施すべき本来業務（利用者へのケア）に注力できる体制や時間を創出する。

主なオペレーションの変更

- ・介護職員が時間の余裕を持って入居者に関わり、個々の入居者の希望やタイミングに合わせた対応や、気持ちにゆとりを持った言葉や介護の実践につなげる。

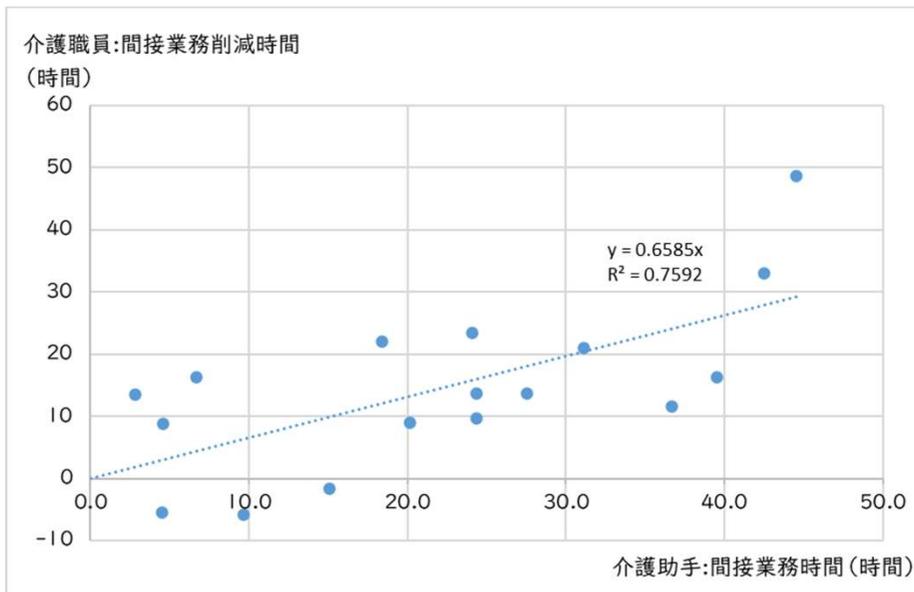
【本実証で介護助手が担った主な間接業務】

食事・おやつに関連する準備・片付け（配膳・下膳、お茶の準備等）、リネン交換・ベッドメイク、居室清掃・片付け、等

- 介護助手が間接業務を担う時間に応じて、介護職員の間接業務時間が削減する傾向が把握できた。

- 介護職員が利用者のケアに注力することで、介護職員に余裕ができ、結果として利用者の発語量や笑顔になる頻度等が増加する傾向が把握できた。

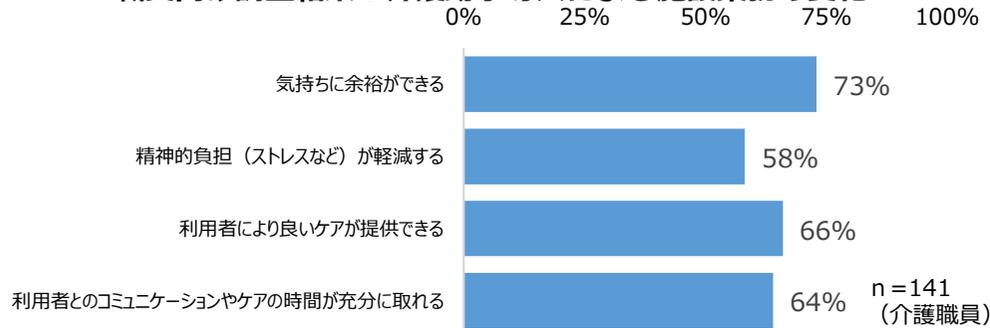
職員タイムスタディ調査結果



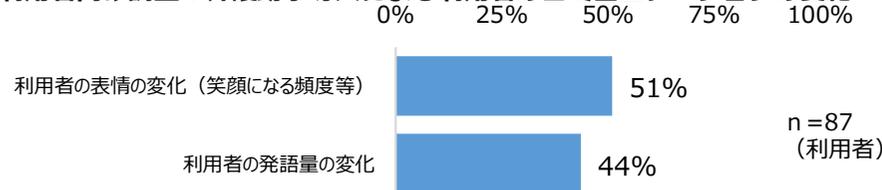
施設数：17施設

- ・各5日間の自記式による業務量調査（タイムスタディ）を実施した。
- ・介護職員間接業務削減時間は、「事後①・間接業務時間の合計」-「事前・間接業務時間の合計」で算出した。
- ・介護助手間接業務時間は、調査期間中の間接業務時間の合計を使用した。
- ・上記集計は、実証パターン④（事前・介護助手0人）の施設のみ対象に実施した。

職員向け調査結果：介護助手導入による施設業務の変化※1



利用者向け調査：介護助手導入による利用者のコミュニケーションの変化※2



※1：-3(そう思わない)～+3(そう思う)の7段階で評価した。+1～+3のいずれかに回答した職員の割合を示している。(いずれも事後②)

※2：-3(減少したと感じる)～+3(増加したと感じる)の7段階で評価した。+1～+3のいずれかに該当すると回答された利用者の割合を示している(回答は職員が実施)。(いずれも事後②)

主な実証結果

介護テクノロジー開発等加速化事業 (旧: 介護ロボット開発等加速化事業)

令和7年度当初予算額 3.2億円 (4.9億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.8億円

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では(1)R6年度補正予算において実施するCARISO (CARE Innovation Support Office) を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うとともに、(2)介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1) 介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業

- 相談窓口の整理 (全国15→10箇所)
- 地域における介護生産性向上総合相談センター (基金事業)の支援事業(中央管理事業)
- 介護現場における実証フィールドの提供

(2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

- 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

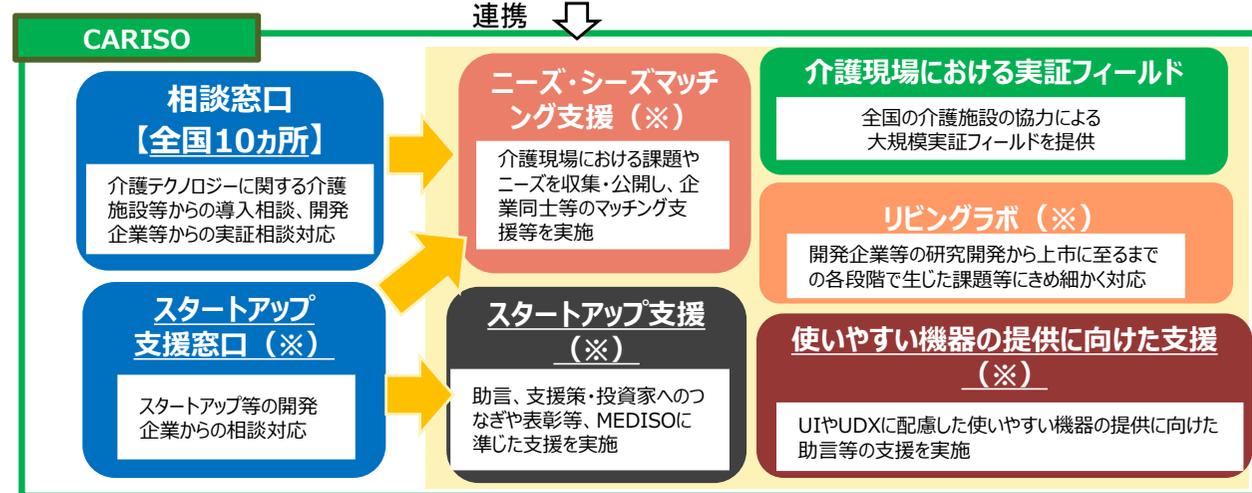
- ・ 下線は令和7年度拡充分
- ・ 右記の(※)書き事業は令和6年度補正予算により実施

実施主体



介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業

中央管理事業：介護生産性向上総合相談センター (基金事業) の運営支援



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

プラットフォーム事業の機能を補完し、介護ロボットの開発・普及の各段階にて必要となる各種支援を実施

- ① 地域フォーラムの開催
- ② 介護ロボット開発企業連絡会・全国フォーラムの実施
- ③ 介護ロボット開発・導入の助成金調査、介護ロボット選定の選定に資する表示項目の策定・周知

効果測定事業 (※)

大規模実証

実証フィールド施設等の協力を得て、介護ロボット導入の大規模実証を実施、検証

CARISO (CARE Innovation Support Office) について

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用、タスクシェア/シフト等を推進しているところであるが、介護現場に対するテクノロジー導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- R6年度まで設置していた「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」を発展的に見直し、CARISO (CARE Innovation Support Office) を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、介護テクノロジーの研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

CARISO (CARE Innovation Support Office)

※参考「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」では①②③を実施

相談対応等を通じて把握した
開発ニーズの提供

①プラットフォーム窓口

介護事業者への相談対応等
※ワンストップ窓口未設置地域に開設
<令和8年度までの暫定措置>

②都道府県支援事業 (中央管理事業)

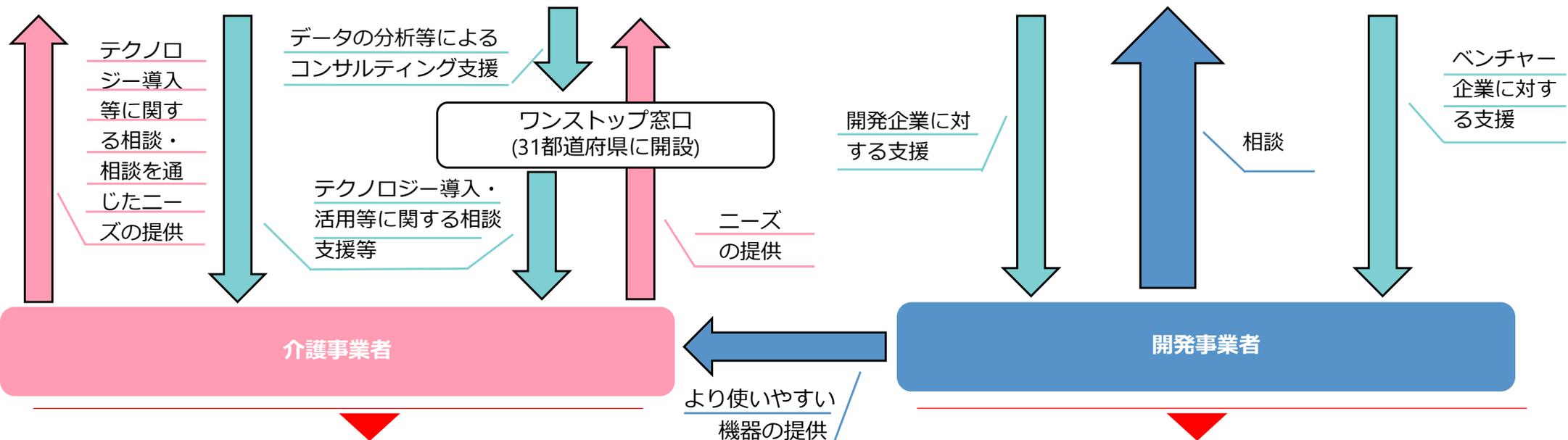
都道府県が実施する
生産性向上の取組への支援

③リビングラボ

開発企業に対する研究開発から
上市に係る支援等

④ベンチャーサポート事業 (新規)

ベンチャー企業等が抱える課題 (※)
に対する支援
(※) 資金調達、知財戦略、市場算入支援
(ネットワーク形成)等



①②の支援を通し、介護事業者による介護テクノロジーの活用、タスクシェア/シフト等を支援し、生産性の向上につなげる

③④の支援を通し、開発企業による介護現場のニーズに合致した使いやすい介護テクノロジーの開発につなげる

リビングラボネットワーク - 開発実証のアドバイザーボード兼先行実証フィールドの役割 -

学校法人藤田学園
ロボティクススマートホーム



国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター



国立大学法人東北大学
青葉山リビングラボ



独立行政法人労働者健康安全機構
吉備高原医療リハビリテーションセンター



国立大学法人九州工業大学
スマートライフケア共創工房



社会福祉法人善光会
Care Tech ZENKOUKAI Lab



国立研究開発法人産業技術総合研究所
リビングラボ



SOMPOホールディングス株式会社
Future Care Lab In Japan



■リビングラボ一覧■ (8カ所)

<p>国立大学法人東北大学 青葉山リビングラボ</p> <p>宮城県仙台市青葉区荒巻青葉6-6 アドレス: living-lab@srd.mech.tohoku.ac.jp</p>
<p>国立研究開発法人産業技術総合研究所 柏リビングラボ</p> <p>千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏IIキャンパス内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-3427 アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp</p>
<p>株式会社善光総合研究所 Care Tech Lab</p> <p>東京都大田区東糞谷六丁目4番17号 TEL: 03-5735-8080 アドレス: sfrri@zenkoukai.jp</p>
<p>SOMPOケア株式会社 Future Care Lab in Japan</p> <p>東京都品川区東品川4-13-14 グラスキューブ品川10階 TEL: 03-5781-5430 問い合わせ先: https://futurecarelab.com/</p>
<p>学校法人藤田学園 藤田医科大学 ロボティクススマートホーム</p> <p>愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98 藤田医科大学病院内 TEL: 0562-93-9720 アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp</p>
<p>国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター</p> <p>愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: carrl@ncgg.go.jp</p>
<p>独立行政法人労働者健康安全機構 吉備高原医療リハビリテーションセンター</p> <p>岡山県加賀郡吉備中央町吉川17511 TEL: 0866-56-7141 アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp</p>
<p>国立大学法人九州工業大学 スマートライフケア共創工房</p> <p>福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター TEL: 093-603-7738 アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp</p>

介護現場の生産性向上を支える組織づくりとデジタル人材の育成支援

生産性向上セミナー

組織（経営層・職員）向け
生産性向上啓発と改善手法学習

令和6年度申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
500	396	104

フォローアップセミナー(R2~)

- ・介護事業所組織単位での参加
- ・ケーススタディを通じて改善取組実践力養成
- ・3日（2-3時間）Webグループワーク×6回
- ・各自事業所の改善計画作成を伴走支援

令和6年度申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
4,700	3,525	1,175

ビギナーセミナー(R2~)

- ・介護事業所経営者・介護職員向け
- ・ガイドラインを参考に改善取組手法学習
- ・1日（2時間）Web講義×6回

令和6年度参加状況

参加者	事例 発表数	出展 企業数
4,232	20	37

生産性向上推進フォーラム(H30~)

- ・生産性向上の機運を盛り上げる目的
- ・事業所による取組報告、機器展示等
- ・1日（4時間30分）ハイブリッド開催

《参加者の声》

- ・小さい取組からでも生産性向上につながる事が判った
- ・継続していくことが大事だと感じた
- ・改善で直接的ケアの時間が増えた
- ・改善効果の見える化・検証方法など更に論理的に学びたい



デジタル中核人材育成

介護テクノロジー導入・活用
（ロボット・ICT等）を主導できる人材の養成

デジタル中核人材育成研修(R6~)

- ・介護事業所推薦や本人希望のある介護職員向け
- ・改善手法/科学的介護・介護テクノロジー/リーダーシップ/マネジメントを学習
- ・eラーニング + 3日間のグループワークと実演 + 課題学習
- ・令和6年度は、1,656人養成（令和5年試行時は574人）
- ・各自事業所の介護ロボット・ICT導入計画作成を伴走支援



介護ロボット・ICT導入計画

《参加者の声》

- ・長期的な計画が必要であり、他職員にも是非受講してもらいたい
- ・テクノロジーに不慣れな職員への支援も講師の対応を参考にしたい
- ・現場で生産性向上を実現するのは職員一人一人なのだど理解できた
- ・テクノロジー導入後の問題点が共有でき改善策のヒントが得られた

デジタル中核人材養成手法確立

（手引き／標準プログラム 令和6年度作成）

- ・デジタル中核人材のスキル要件や能力要件を定義
- ・自治体や介護事業所がデジタル中核人材を育成する際の参考を提示

【デジタル中核人材養成研修手引き】

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html

手引き デジタル中核人材養成研修
令和6年度 厚生労働省関係事業「介護デジタル中核人材養成」の付添い資料（研修手引き）

直接処遇業務の効率化・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の効率化や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

○ 見守り支援機器の活用促進

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

（令和6年度補正予算）

- ・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助。

○ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

（令和6年度補正予算）

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○ 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

（令和6年度補正予算）

- ・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の負担軽減

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を減らし、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

○ 標準様式等の使用の基本原則化

- ・規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
- ・令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- ・デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を令和6年度に策定。

○ テレワークの活用

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

令和6年度補正予算額 373億円

※ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業： 343億円(障害者分258億円、障害児分84億円)
 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業： 16億円
 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業： 5億円
 障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援： 9億円

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化等を通じた職場環境改善が必要。さらに、障害福祉サービスは、小規模な事業所も多く、事務体制も含めた経営面のサポートが必要。
- 就労系サービス(就労継続支援A型等)については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面があり、障害者の生産活動の改善等を通じた安定的な経営、人材確保の支援が必要。

② 施策の概要

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援

※人件費に充てることが可能

※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策等の事務体制のサポート支援

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化を推進

障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援

就労系サービス(就労継続支援A型等)の経営改善に向けたノウハウの習得や、ICT機器等の導入による作業の効率化、専門家による助言等の支援

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業）

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、
③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）、④保守経費等（クラウドサービスなど）、
⑤AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設（介護ロボット）
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所（ICT）

【補助率】

- 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
- 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
- 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助（上限：1,500万円）

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額 4.5億円

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉サービス事業所等サポート事業）

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

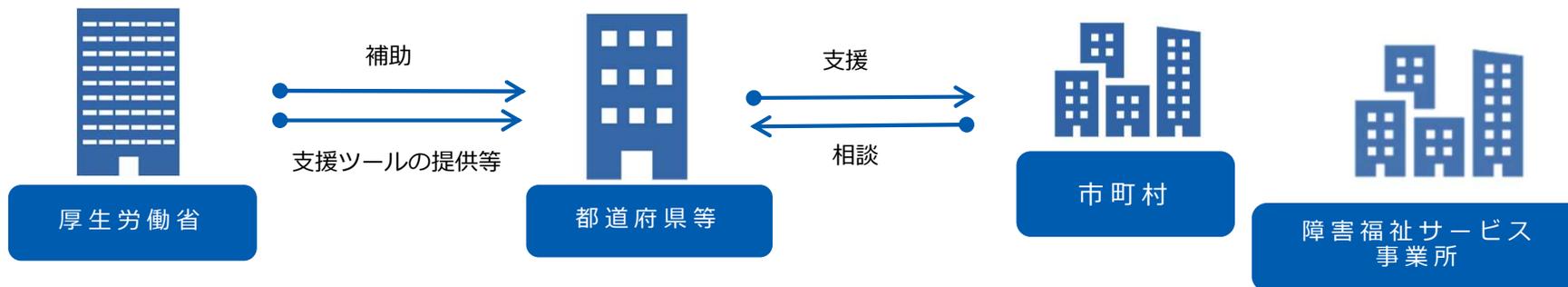
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

【〇障害者就労施設の経営改善等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業）

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

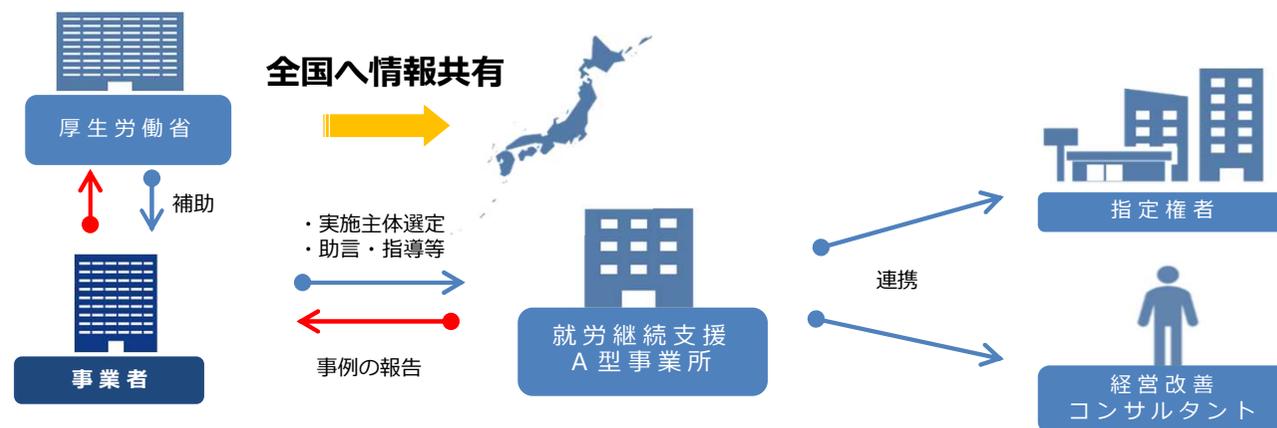
I	II	III
○		

③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
 補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
 負担割合：国10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

【○障害者就労施設の経営改善等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

令和6年度補正予算額 3.1億円

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - ・ 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
 補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
 負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

【○障害者就労施設の経営改善等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

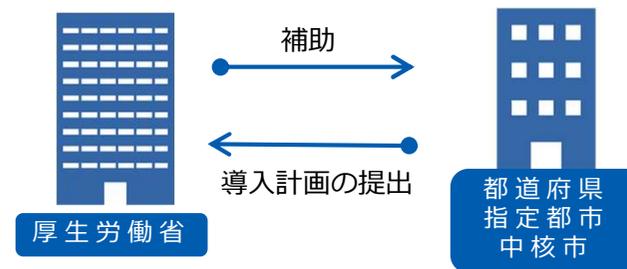
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡る これまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）**電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備**について検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）
- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）**届出手段のワンストップ化を実現**する方向で検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ （略）**令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討**する。

令和6年9月24日 「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」（国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回））

- ・ **事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性がある**ため、共通化の対象候補とする。
- ・ 厚生労働省は、**令和7年3月末までに**、共通化することが適当かを検討し、**共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。**
- ・ その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の**指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討**されたい。

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回）」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ 電子的に（略）標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「**電子申請・届出システム**」という。）の**整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- ・ （略）**届出手段のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**

施策名:事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

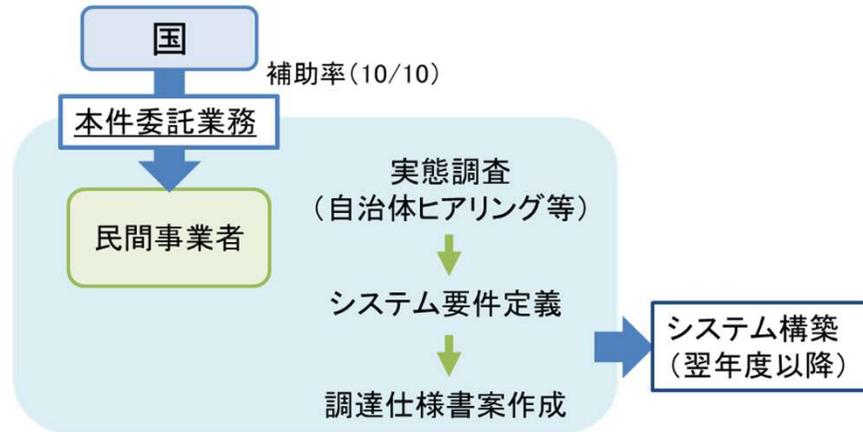
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

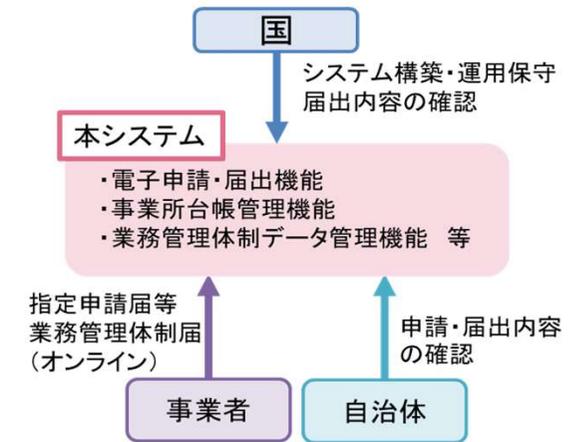
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

障害福祉分野・優良事例の横展開のための支援策

<既存施策>

○ 厚生労働省では、障害福祉分野における生産性向上に関してこれまで以下の資料を公表。

- [「障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究」](#)（平成31年3月）
- [「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」](#)（令和2年3月）
- [「障害者支援施設におけるロボット介護機器活用事例」](#)（令和3年3月）
- 「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」（[分冊1](#)、[分冊2](#)）（令和5年3月）
- [「障害福祉の職場環境改善事例集」](#)（令和6年6月）

<新規施策の方向（ニーズ・アイデア）>

○ 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施。

厚生労働省による障害福祉分野の生産性向上関係資料

平成30年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス事業所における
生産性向上に関する調査研究

平成31年3月
株式会社インサイト

平成31年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス事業所における
生産性向上に関する調査研究

障害福祉サービス事業所の
ICTを活用した
業務改善ガイドライン

厚生労働省
令和2年度障害者総合福祉推進事業

障害者支援施設における
ロボット介護機器活用事例

（ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた
調査研究事業 調査結果報告書 概要版）

令和3年3月
株式会社浜銀総合研究所

職場環境づくりのヒントを満載!

障害福祉の
職場環境改善
事例集

厚生労働省

令和4年度障害者総合福祉推進事業
（指定課題番号11）

障害福祉サービス事業所等における ICT
／ロボット等導入による生産性向上効果
検証

株式会社インサイト
令和5年3月

INSIGHT
I'm always here for you.

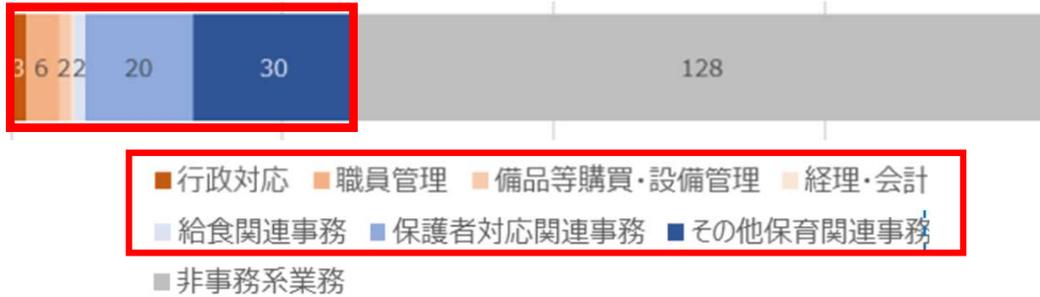
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談

✓ 入所相談のために**妊娠中や子連れの状態で役所を訪問**しなければならなかったこと（341人/696人）

情報収集

✓ 手續や保育施設に関する情報について、「**情報が一元化されておらず情報収集が大変**」、「**訪問や電話をしなくても情報を得られない**」といった意見

施設見学予約

✓ 保育施設**見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）**しかなかったこと（423人/696人）

入所申請

✓ 入所申請**書類を手書きで作成**する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手續の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手續を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手續（手續/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡すための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する【R6補正】 **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

- (イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円
- (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
- (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円
- (9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】（1）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

（2）国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

（3）(ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

（4）国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

（5）国：1／2、都道府県：1／2

（6）国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

（7）国：1／2、市区町村：1／2

（8）国：定額

（9）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3

（（1）～（2）、（9）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。）

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

- ハンドブックやガイドラインによる事例等の横展開を実施。

	<p>○「保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック」 ICT導入の目的・種類・効果や、導入のステップやつまづきやすいポイントとその対策、ICT導入の事例をまとめたハンドブック。</p>
	<p>○「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」 業務負担の軽減や業務の再構築を行うための、業務改善の手順と取組例を紹介するガイドライン。</p>
	<p>○「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」 業務改善のテーマや業務改善を可能にする保育現場の働き方・労務管理、業務改善実践事例を紹介する事例集。</p>

<新規施策の方向>

- 保育ICTラボ事業

保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資することを目的とする事業。（令和7年度より実施）

保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック

A タイプ type 保護者コミュニケーションが円滑になった事例

認定こども園美山こども園 兵庫県川西市

● 活用した ICT ツール **一斉配信** **写真撮影・販売**

● 導入効果

アプリの一斉配信で保護者に連絡することで、印刷物の準備を含めた手間が大きく削減されています。また、紙で連絡していたときはできなかった「既読確認」ができ、「渡した・渡していない」という認識の違いが解消されました。

写真販売のシステムを導入したことで、スマートフォンなどで写真を選び注文することができる上に、園側も金銭の管理をしなくてもよくなったため負担が軽減されました。



G タイプ type 保育・監査等の記録を効率化した事例

認定こども園さくら 栃木県栃木市

● 活用した ICT ツール **保育日誌** **保育計画**

● 導入効果

保育日誌を ICT 化して 1 年ほど経ち、連絡帳の持ち帰り業務が減ったことを実感できるようになりました。保育日誌のスクリーンショットを保護者に共有したり指導計画にも活用したりすることで、保育者が同じことを何度も書く作業は、ずいぶん軽減されています。業務の効率化が進み、ノンコンタクトタイムを休憩にあてることも増えてきました。



STEP 02 導入の準備・環境整備

保育 ICT 利用環境の確認・整備

● タブレット等の端末は、最低でもクラスに 1 台とする
より効果的に活用する場合は保育者 1 人に 1 台あると良い



● Wi-Fiを整備する

園内のどこにいても保育 ICT ツールを活用できるため、有線よりも Wi-Fi (無線) の方が便利になる

→ パソコン・タブレットがない場合：ICT 化と併せて活用できる補助金について確認する

つまずき 01 資金的な不安がある P17 へ

予算の確保

● 事業者料金を確認する

事業者へ、下記についてかかる料金を確認する

- ・ Wi-Fi 等インターネット環境
- ・ タブレット等の端末
- ・ 保育 ICT サービスの月額料金等

● 予算を確保する

自園負担分と補助金分を整理しておく

→ 補助金・問い合わせ先について確認する

つまずき 01 資金的な不安がある **つまずき 02** 誰に聞けば良いかわからない P17 へ



手書きで作成する書類の負荷が大きい

ICTの活用状況	回答者数	■ そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	61.7%
ICTを利用しているが使いこなせていない	152	38.2%
ICTを利用しており使いこなせている	312	42.3%

-19.4 ポイント

残業が多い

ICTの活用状況	回答者数	■ そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	119	52.9%
ICTを利用しているが使いこなせていない	151	46.4%
ICTを利用しており使いこなせている	321	38.6%

-14.3 ポイント

資料作成などの業務を集中的に行う時間がとれていない

ICTの活用状況	回答者数	■ そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	70.0%
ICTを利用しているが使いこなせていない	150	65.3%
ICTを利用しており使いこなせている	317	60.6%

-9.4 ポイント

勤務時間内に自分の保育について振り返ることができている

ICTの活用状況	回答者数	■ そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	33.3%
ICTを利用しているが使いこなせていない	153	32.7%
ICTを利用しており使いこなせている	321	46.1%

+12.8 ポイント

※表示している割合は、「手書きで作成する書類の負荷が大きい」(上段左の図の場合)などについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者の割合

※「ICTを利用しており、使いこなせている」は「自身は主なICTを使いこなせていると思うか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した者。「ICTを利用しているが、使いこなせていない」は同設問に対して、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者。P20の図も同様

※正規・常勤の保育者(施設長・園長、副施設長・副園長、教頭を除く)を集計対象とする。P20の図も同様

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たったの伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

As is

保育施設 等職員

多くの
書類作成…



自治体ごとに
違う様式

重複した項目
を何度も作業



A市

B市

C市

給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設等は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複する**ケースもある

自治体 職員

入力作業が大変…



記入漏れ等があれば
施設に連絡

提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- 保育施設等から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**

子育て世帯



保活の負担が大きい

- 手続や施設の情報散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間**が掛かる
- 施設見学は開園時間中に電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- 申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるので、**入所申請手続が負担**

To be

- ✓ 書類作成不要！
- ✓ 重複する報告も不要！
- ✓ 自治体独自の様式への対応も不要！

連携基盤



オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- 給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- 施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- 保育施設等の**事務負担を軽減**することで、**子どもと向き合う時間を確保**

- ✓ システム入力の作業負担軽減！
- ✓ サポート機能でチェック作業も簡単に！

連携基盤



入力・審査業務の負担軽減

- 保育施設等から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- 必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

- ✓ 手続や施設の情報がかまどまていて探しやすい！
- ✓ オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約や入所申請！
- ✓ 1つのシステム（＝ワンストップ）で手続きができるから迷わない！



保活の手続がワンストップで完結

- 以下の保活の手続が全てオンライン・ワンストップで可能に
- ① 保活情報収集
 - ② 施設見学予約
 - ③ 入所申請
- 保護者の**負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

課題

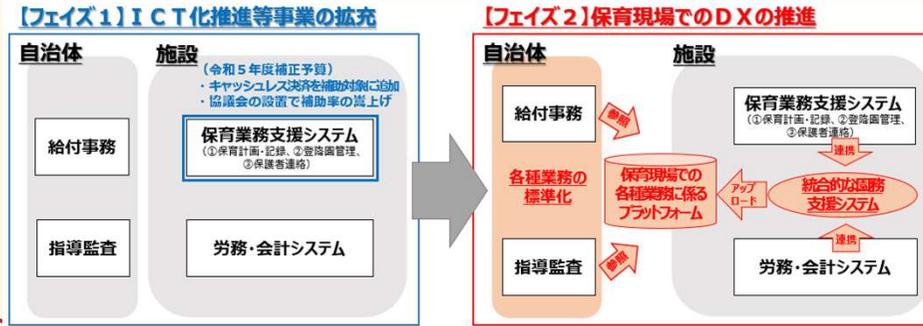
- 保育施設等のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要

A市
B市
C市

対策

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
- ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出、自治体は、施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンスオンリーを試行。



施設の
給付・監査事務
を効率化

効果

- 事務の効率化により、保育士等がこどもと向き合う時間を確保。
- 施設の人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援。
- 自治体の負担軽減により、保育の質の向上に関わる業務に注力。

保活ワストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、スマホからのワストップ・オンラインで完結。
- ◆ 自治体は、オンライン申請された情報を業務システムに取り込むことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワストップを試行。



保護者の
保活手続
を効率化

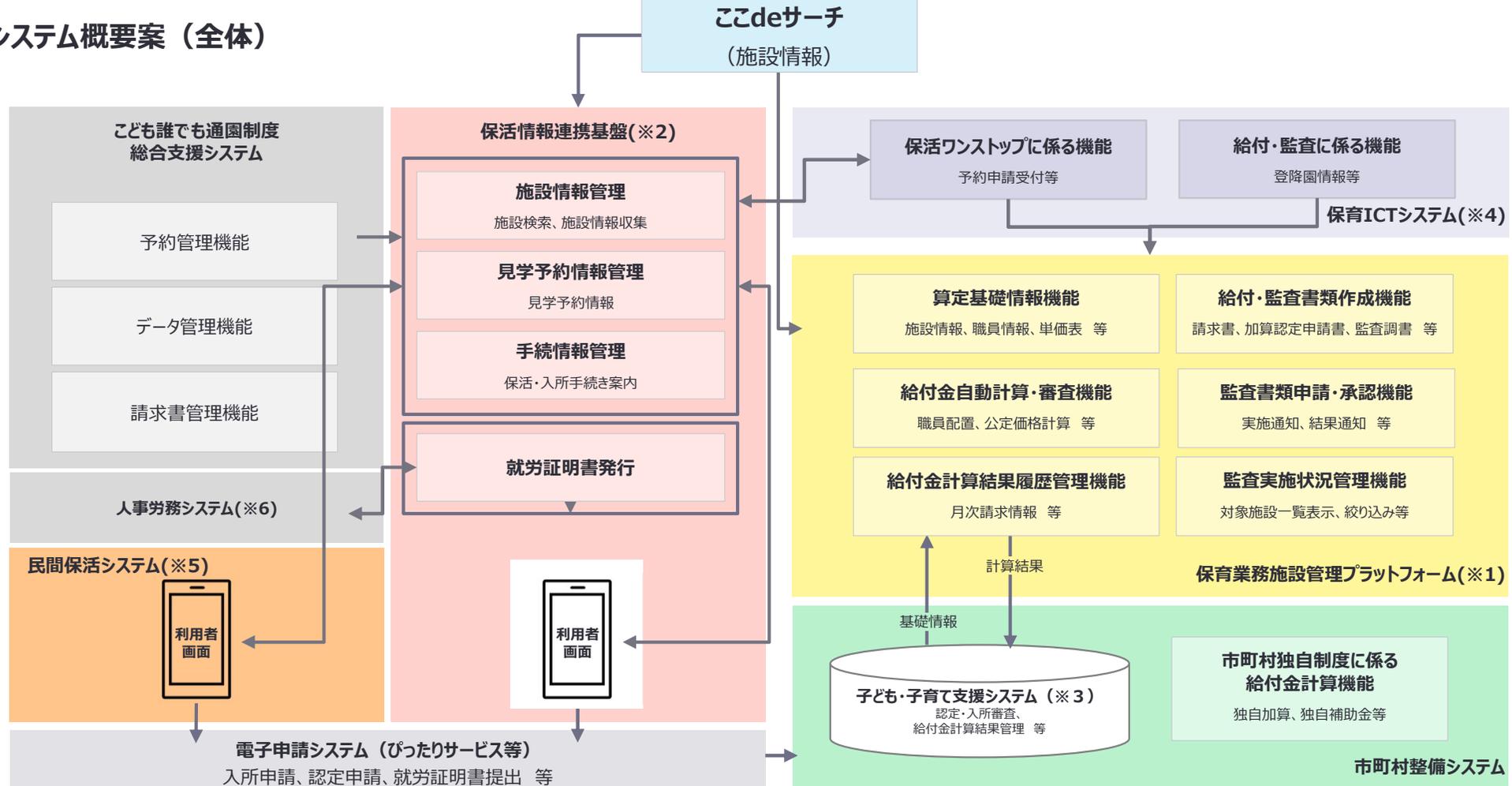
- 情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラで煩雑。
- 入所決定に多くの時間を要するため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、見学予約に電話で対応。
- 自治体の、保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。

- 保活での保護者の不安やストレスを軽減。
- 施設では、見学予約をオンライン受付。
- 自治体の業務効率化により、入所決定までの期間を短縮。
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所施設への利用満足度を向上。

5.2.1. システム概要案（全体）

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

システム概要案（全体）



- (※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンストップの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

令和6年度補正予算額 34億円

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。

- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンズオンリー（※）を実現するために、

（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

- ・ 保育施設等の保育ICTシステム
- ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

等と連携し、

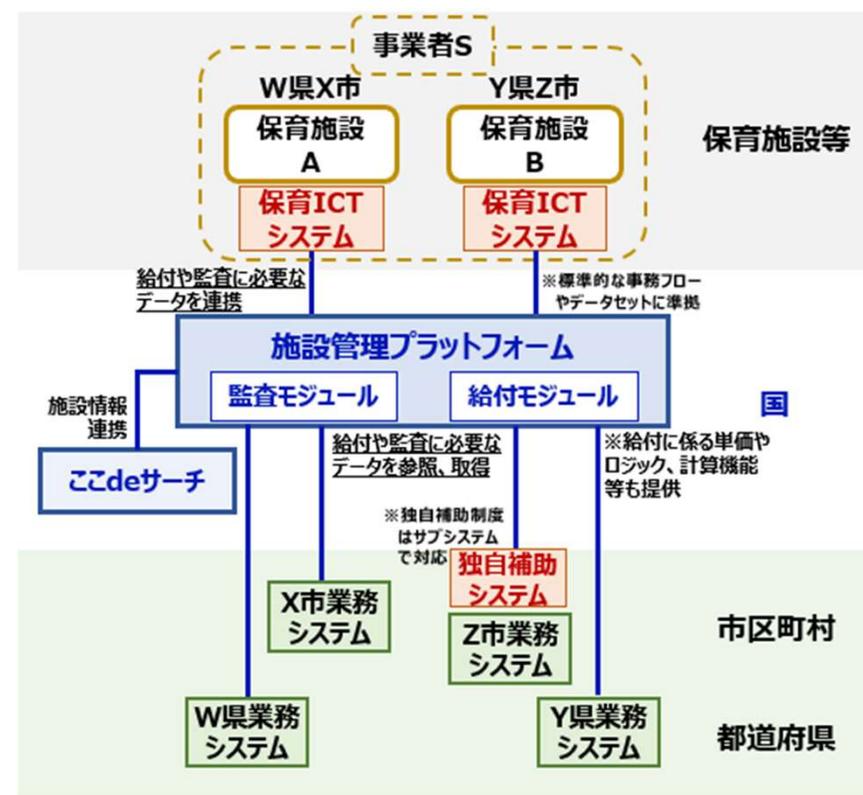
- ①給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ②給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

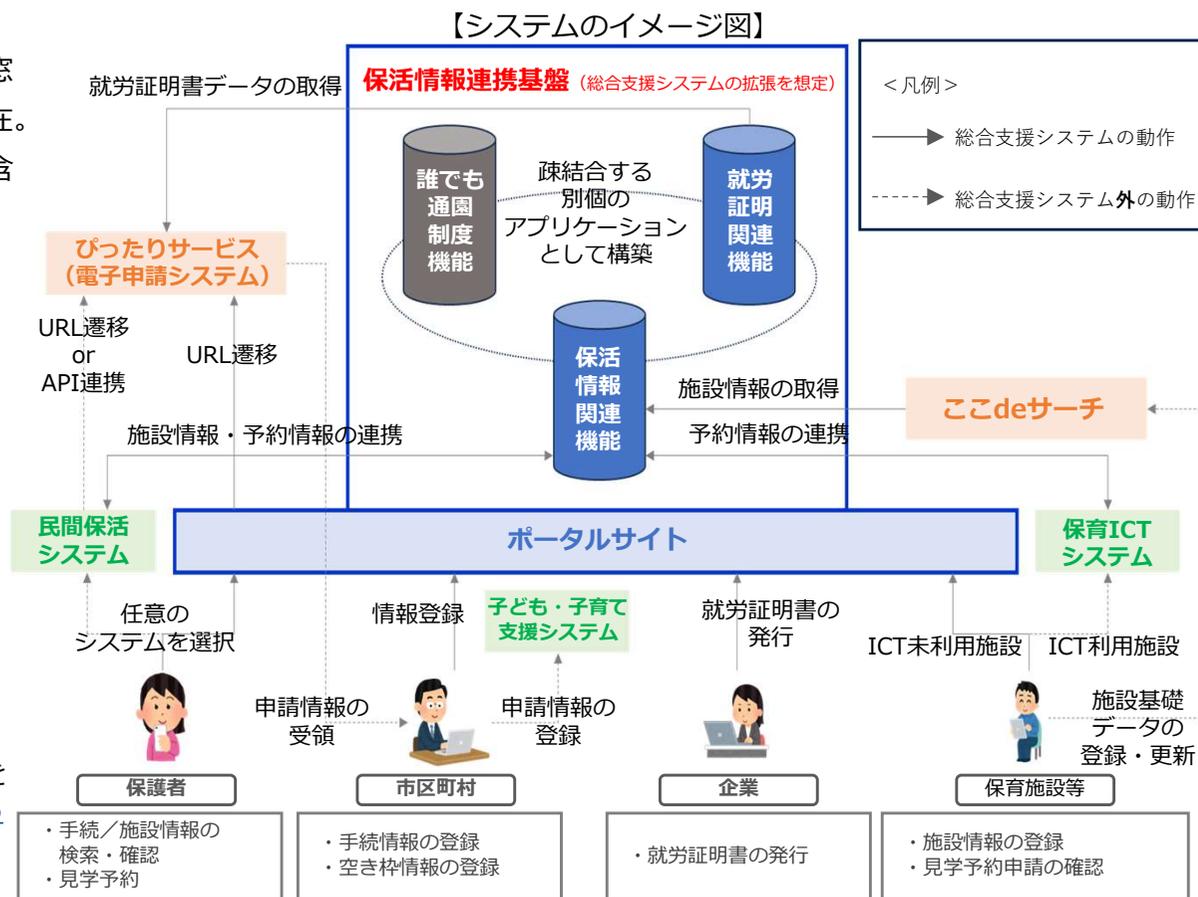
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
 - こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、
 - ・保護者が利用する民間保活システム
 - ・保育施設等の保育ICTシステム
 - ・自治体の電子申請システム 等と連携し、
- ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。
 ※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実に図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県域で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】 ①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

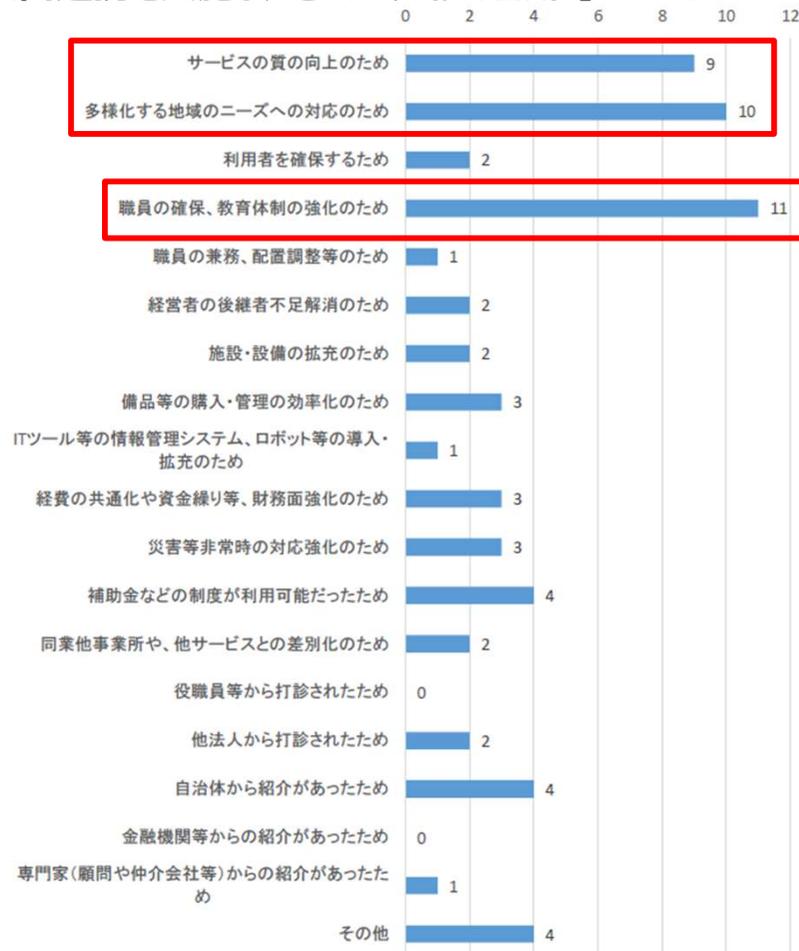
④、⑤ 1,641千円

協働化・事業者連携、大規模化

介護サービス事業所の経営の協働化の事例①（アンケート調査）

- 小規模法人のネットワーク化を実施した団体等を対象としたアンケート調査によれば、法人間連携を実施したきっかけは、「職員の確保、教育体制の強化のため」が最も多く、「多様化する地域のニーズへの対応のため」、「サービスの質の向上のため」が続いた。
- 法人間連携で取り組んだ内容は、「研修等、職員教育の合同実施」が最も多く、「地域貢献の拡充」が続いた。

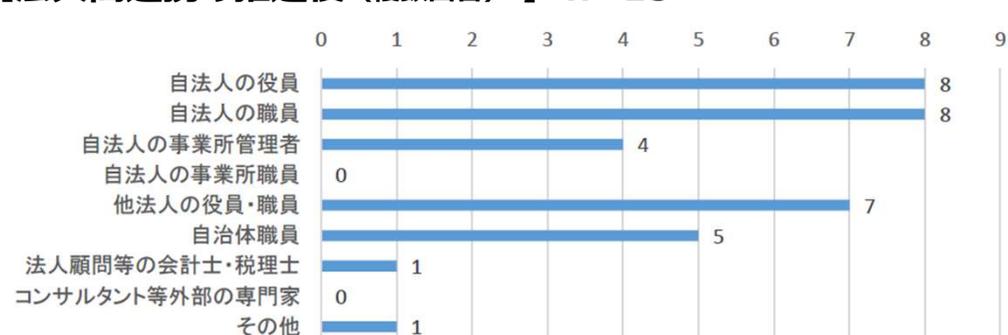
【法人間連携を実施したきっかけ（複数回答）】 n=13



【法人間連携で取り組んだ内容（複数回答）】 n=13



【法人間連携の推進役（複数回答）】 n=13



※1 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金利用団体等が対象。

※2 本調査において「法人間連携」とは、複数の法人間で協力関係を構築することをいい、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が含まれる。

【出典】令和3年度老人保健健康増進事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業報告書」

介護サービス事業所の経営の協働化の事例②（インタビュー調査）

協働化の好事例では、平成29年の社会福祉法改正により社会福祉法人の役割に「地域における公益的な取組」が位置づけられたこと等を契機とした連携が行われていた。協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が得られている。

協働化（法人間連携）の経緯

協働化により得られた成果

妻有地域包括ケア研究会 (12法人・88拠点・164事業所)

- 新潟県地域振興局健康福祉部より提案があり、設立準備委員会を立ち上げて開設。

- 人財育成の協働化により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- 備品の共同購入によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会 (24法人・52事業所)

- 平成29年の社会福祉法の改正を契機として、社会福祉協議会が推進役を担い、平成28年6月に福智町社会福祉法人公益活動連携協議会を設立。
- 令和3年4月に法人化。

- 合同での人財募集のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。また、合同研修により講師費用等を抑えることができた。
- マスクや抗原検査キットなどの共同購入を実施。また、電力会社と交渉し大規模特約割引契約に至った。

やまがの介護協働推進ネットワーク (10法人・10事業所)

- 介護崩壊の危機感を契機として、生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり、連携を実施。

- 地域住民と施設職員との共同研修を実施。
- 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、職員確保に務めている。

※1 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

※2 各好事例は、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用して運営。

介護サービス事業所における経営の協働化・大規模化の取組

- 地域や事業者の実情やニーズを踏まえ、介護サービスの経営の協働化・大規模化が進んでいくことは、生産性向上の観点からも重要であり、各地域・事業者において様々な取組が行われている。
- 小規模事業所を対象とした協働化・大規模化に関する支援メニューは以下のとおり。
 - ・ 社会福祉法人等を対象とした、小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
 - ・ 介護サービス事業者を対象とした、協働化・大規模化等による職場環境改善への支援
 - ・ 訪問介護事業者等を対象とした、協働化・大規模化の支援

(参考) 協働化・大規模化の事例 (物品の共同購入)

コラム 8

協同組合による取組

～専門性の高い介護職のキャリアパス構築と物品の共同購入～

背景

みちのく社会福祉協同組合は、外国人技能実習生の受入れを目的として、規模の異なる県内外の4つの社会福祉法人により、2019年6月に設立された。

協同組合として行う取組のうち、「物品調達」「人材の有効活用」を実施した。



みちのく社会福祉協同組合の体制

協同組合として想定される取組み (例)

みちのく社会福祉協同組合における「おむつ」の共同購入事例

目的

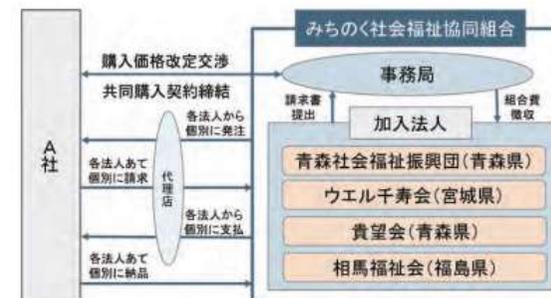
物品調達の合理化を念頭に、共同購入を検討する。

実施事項

- 1.【品目の特定】共同購入できそうな項目のうち、使用頻度の高い「おむつ」を共同購入することに決定した。製品の選定にあたり、おむつのサンプルを取り寄せ、現場で試用し、ケアの質が維持・向上できることを確認した上で決定した。
- 2.【メーカーとの交渉】メーカーと価格交渉を行い、統一価格を決定した。
- 3.【購入プロセスの整理】これまでの調達プロセスを変更することなく、代理店を経由して発注、精算することにした。
- 4.【費用対効果の測定】購入費用が、2019年10月～2019年12月末の3か月間の金額ベースで前年同期比3割削減した。

分野	品目
エネルギー	・電気料金 ・灯油 ・ガス ・車両燃料 (ガソリン、軽油)
固定資産 (リース、購入)	・ベット ・車両
消耗品	・手袋 ・マスク ・消毒液 等
保険料	・損害 (火災) 保険

物品調達における共同購入の項目 (例)



共同購入のプロセス

今後の取組

- 組合では「手袋」や「マスク」等の消耗品、「車両」や「ベット」等の固定資産 (リース)、電気やガス、車両燃料といったエネルギー等の共同購入に向けて検討中である。

※「介護サービス事業 (施設サービス分) における生産性向上に資するガイドライン」より抜粋

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。
（厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等）

① 「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）における相談対応や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

② 「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③ 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

令和7年度当初予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

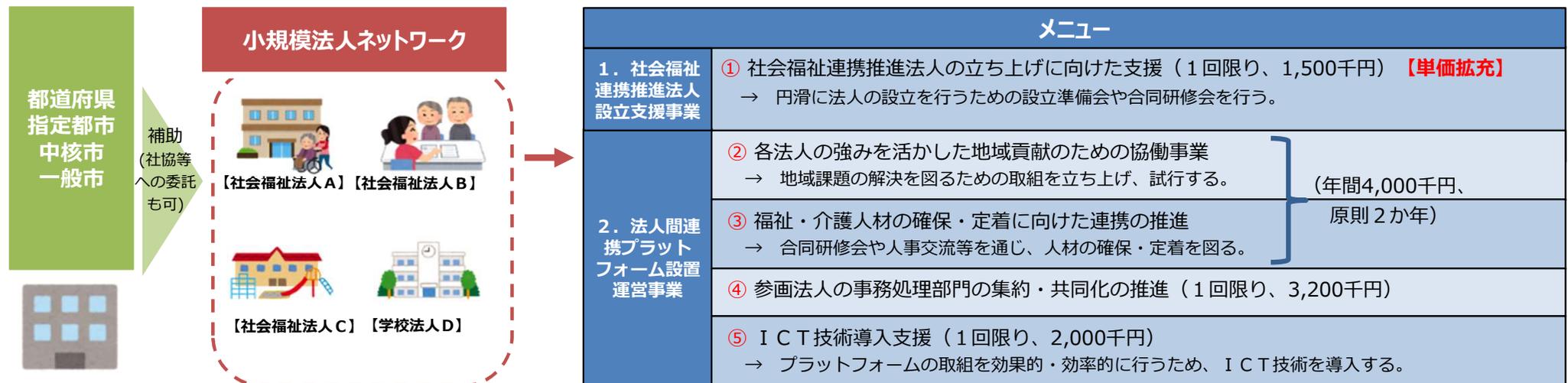
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



施策名：社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

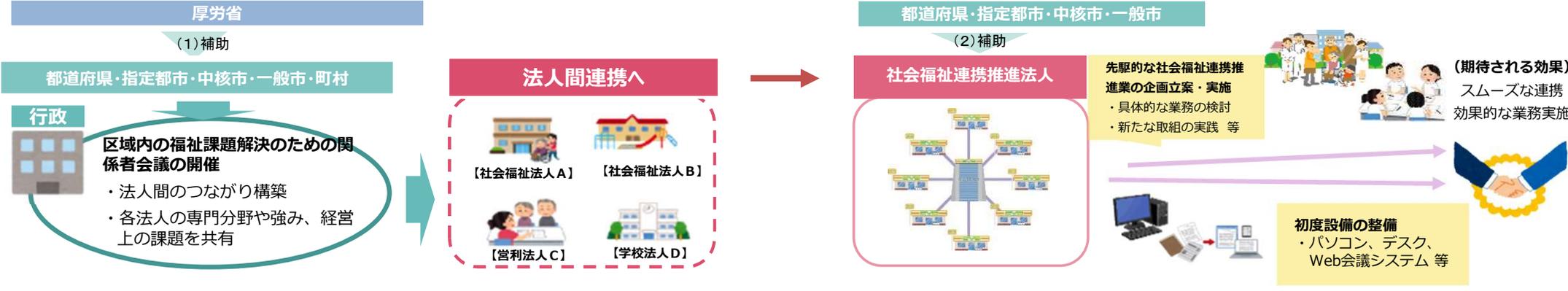
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
 - ① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
 - ② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

令和6年度補正予算 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

※令和7年4月1日施行予定

【補助率】

1と併せて3を実施	国・都道府県 4/5、事業者 1/5
2を実施	国・都道府県 10/10
1又は3のみを実施	国・都道府県 3/4、事業者 1/4

- ◆事業要件：介護テクノロジーの導入を行うグループ
- ◆補助上限額：2,000万円
- ◆事業者負担：なし

1 介護テクノロジー定着支援事業

介護テクノロジーを導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

- (1) 介護テクノロジーの導入支援
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援（テクノロジー導入する事業所は必須）

【補助上限額】

移乗支援、入浴支援（1機器あたり）、その他	100万円
介護業務支援のうち「介護記録ソフト」	250万円※1~3
上記以外（1機器あたり）	30万円
パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	400万円以上、1000万円以下で都道府県が設定する額
一体的に行う業務改善支援	45万円（3を併せて実施する場合は48万円）

- ※ 1 利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合は職員数に応じて100万円~250万円
- ※ 2 情報端末の上限は10万円
- ※ 3 「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は5万円を加算

- ◆事業要件：小規模法人を1以上含むグループ
- ◆補助上限額：1,200万円
- ◆事業者負担：1/4
(1の介護テクノロジー定着支援を併せて実施する場合は1/5)

2 地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

(1) 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

地域のモデル施設の育成等、事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を都道府県が実施

【対象経費】※ ①は必須（②~⑤はいずれかを実施）

- ①介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入
 - ②テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修
 - ③業務コンサルタントの活用
 - ④好事例集の作成
 - ⑤その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数に上限なし。
※ 1都道府県あたり上限3モデル

【補助上限額】 1モデルあたり 2,000万円

(2) ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業

【補助上限額】 1モデルあたり 850万円

3 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

小規模法人を1以上含む複数の法人による事業者グループが協働化等を行う取組を支援

【対象経費】

- ① 合同での人材募集や一括採用等による人材確保、職場の魅力発信に必要な経費
- ② 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ③ 職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ④ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ⑤ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ⑧ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備や、老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費
- ⑨ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費

【補助上限額】 1事業者グループあたり 1,200万円

- 事業者グループを構成する1法人毎に120万円（訪問介護の場合150万円）
- 市町村が実施主体となることも可能

- 訪問介護については、小規模な事業者が多く、中山間や離島などの事業所も含め、人材不足が顕著で経営資源に制約があるため、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援が必要。

人材確保体制構築支援

(支援内容(例))

- 事業所における研修体系の構築や環境づくりの支援により、安心して働ける職場環境を整備
- 中山間・離島等地域における採用活動の経費を支援し、地域外の求職者に対する採用機会を拡大
- 経験年数が短いヘルパーへの同行支援に係る取組を支援し、ベテランヘルパーの技術を継承

経営改善支援

(支援内容(例))

- 臨時的な事務員の雇用やコンサル活用による支援を通じて、加算制度の活用等を促進
- 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する場合、必要な経費を支援し、常勤化を促進
- 協働化・大規模化の取組を支援し、地域の状況や事業規模を踏まえた事業者間の連携を促進

<補助率>

実施主体：都道府県（市町村も可）

補助率：国 2 / 3、自治体 1 / 3（地方財政要求済）

（※）中山間・離島等地域においては、事業規模や地域特有のコスト増を踏まえ、一部取組の補助率のかさ上げ

⇒ 国 3 / 4、自治体 1 / 4（地方財政要求済）

<事業規模（イメージ）>

予算額：90億円（国費ベース）

給付費：約1兆円（年額）

- ◆事業要件：小規模な訪問介護事業者を含むグループ
- ◆補助上限額：200万円（中山間地域等の場合）
- ◆事業者負担：なし

(小規模事業者の例)

- ・ 1法人あたり1の訪問介護事業所を運営する法人
- ・ 事業所の月の延べ訪問回数が平均200回未満である法人
- ・ 事業所が中山間・離島等地域に所在する法人

(事業取組の例)

- ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化

【〇障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
 (障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

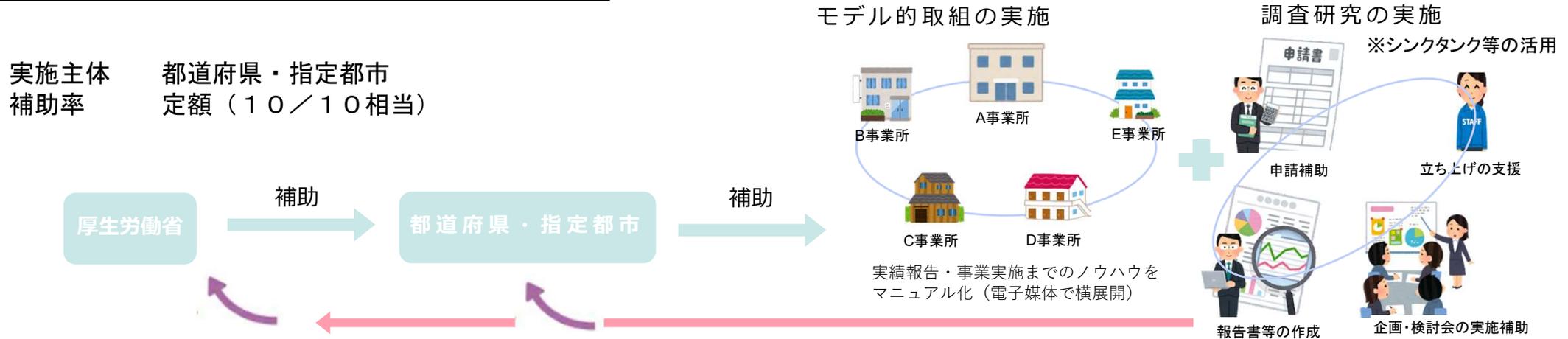
① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

(独) 福祉医療機構 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資について

【概要】

社会福祉法人に対する「協働化・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」または「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等の優遇措置を行う。

【創設年度】

平成26年度

【対象】

社会福祉法人が整備する全ての施設（法人単位での融資）

【優遇内容】（ ）は通常の経営資金の融資条件

- ・ 融資率 90%（70%～80%）
- ・ 貸付利率 基準利率※1 - 0.8%※2 又は - 0.5%（基準利率）
 - ※1 2.1%（令和7年4月1日時点）
 - ※2 協働化（社会福祉連携推進法人に限る）・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金のみ
- ・ 償還期間 10年以内※3 又は 8年以内（3年以内）
 - ※3 協働化（社会福祉連携推進法人に限る）・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金のみ
- ・ 据置期間 1年以内（6月以内）

令和7年度概算要求額 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和6年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【令和2年度創設】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。【令和4年度(レッドゾーン)、令和5年度(イエローゾーン)創設】

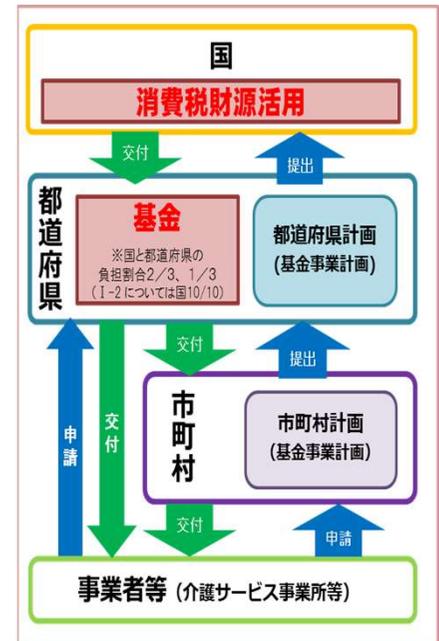
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>

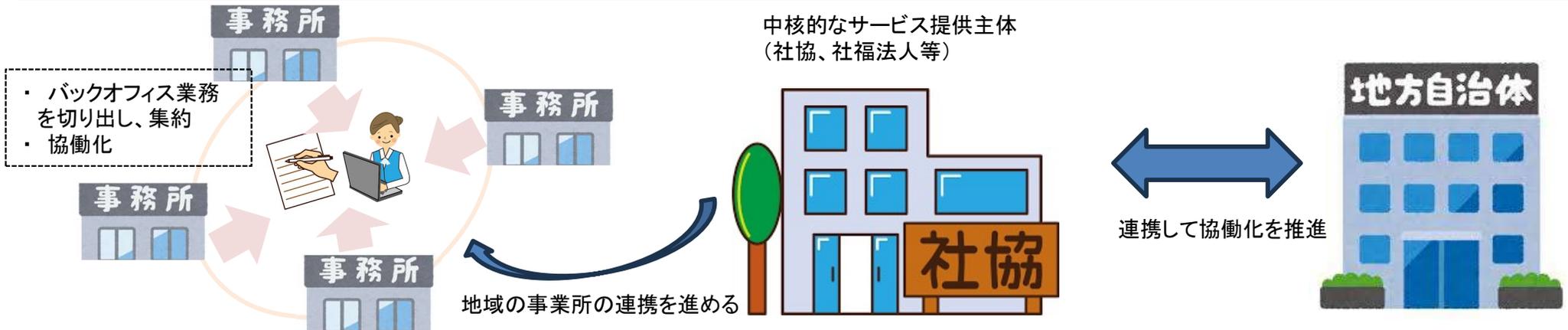


<令和5年度交付実績> 38都道府県

中山間・人口減少地域等における事業所の協働化

<2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ> (抜粋)

- 中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っていく必要がある。
- 小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化や、施設・設備の共同利用等を行うことで、2040年に向けて、安定的に事業の継続を図ることが必要である。
- 中山間・人口減少地域においては、介護事業者が今後もその地域でサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、こういった現行制度の活用を促進するとともに、必要に応じて、拡張・見直しして対応していくことが考えられる。例えば、地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組みを検討することが考えられる。
- 既に行政において、事業者の協働化等を推進するための補助事業等を実施しているが、規模を問わず、事業者が協働化等しやすい体制を整備していくため、自治体や事業者団体等と連携して実施していく必要がある。その際は、協働化等のメリットについてわかりやすく示していく必要がある。



社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」について

- 希望する法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年9月に、実務担当者向け「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知している。

合併・事業譲渡等マニュアル

目次

第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント	5
第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組	9
2.1 合併・事業譲渡等の課題.....	10
2.2 課題解決のための取組み.....	13
第3章 社会福祉法人における合併の手引き	15
3.1 合併におけるポイントと留意事項.....	16
3.2 合併手続きの全体像.....	21
3.3 吸収合併手続きの解説.....	23
1 合意形成.....	24
2 役員等の検討.....	28
3 合併契約書の作成.....	30
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	34
5 評議員会の承認.....	40
6 所轄庁の認可.....	42
7 債権者保護手続き.....	46
8 合併の登記手続き.....	52
9 事後開示 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	58
10 会計・税務処理.....	62
11 職員の処遇の検討および説明.....	68
12 利用者や利用者家族、地域への説明.....	72
13 規程・システムなどの整備.....	74
3.4 新設合併手続きの解説.....	77
1 合意形成.....	78
2 役員等の検討.....	82
3 合併契約書の作成.....	84
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	88
5 評議員会の承認.....	92
6 定款の作成.....	94
7 所轄庁の認可.....	96
8 債権者保護手続き.....	100
9 合併の登記手続き.....	106
10 事後開示 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	112

11 会計・税務処理.....	114
12 職員の処遇の検討および説明.....	120
13 利用者や利用者家族、地域への説明.....	124
14 規程・システムなどの整備.....	126
第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き	129
4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項.....	130
4.2 事業譲渡等の手続きの全体像.....	139
4.3 事業譲渡等手続きの解説.....	141
1 調査・検討の準備.....	142
2 事前調査.....	146
3 事業譲渡等の契約.....	150
4 事業にかかる各種申請.....	152
5 定款の変更.....	158
6 会計・税務処理.....	162
7 資産・負債等の移管.....	168
8 人事・労務関連.....	172
9 利用者や利用者家族、地域への説明.....	176
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備.....	178

合併・事業譲渡等の仲介者の手数料にかかる留意点について

- ・令和6年度に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」「合併・事業譲渡等マニュアル」を改定し、第三者からの支援・仲介に必要な経費については、社会福祉法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払う際の留意点について周知している。※令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」報告書に基づく記載。

<社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン>

○ 仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性と選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。

社会福祉法人合併支援業務の概要

- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあった法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉）。



課題と論点

(社会福祉法人・事業所への経営支援
協働化・事業者連携、大規模化)

課題と論点（社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化）

（社会福祉法人・事業所への経営支援）

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として設立された非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応した取組を進めている主体であり、地域に必要な社会福祉事業の主たる担い手として非常に重要な存在。引き続きその役割を十分に発揮するためには、経営基盤の強化が必要。
一方で、社会福祉法人の経営状況については、令和5年度決算において各種福祉サービスの収支が赤字となっている法人の割合が全体の41.1%となるなど、経営状況は厳しく、現在の物価高騰等の影響も受けているところ。
- また、社会福祉法人への経営支援については、社会福祉法人共通的な支援と、介護・障害福祉・こどもといった分野ごとの特徴に応じた支援の2つの側面を考えていく必要がある。
 - 社会福祉法人への共通的な支援として、福祉医療機構（WAM）では資金融資や経営サポート事業を行っており、本年4月からは融資の大幅な拡充を行っているところ、この優遇融資を積極的に周知することにより、まずは直近の資金繰りが必要な社会福祉法人に対する経営支援を行っていくべきではないか。
 - 加えて、より中長期的な視点から、各社会福祉法人が自らの経営状況に対する認識を深め、必要な対応策を採っていく必要がある。現在、福祉医療機構（WAM）のシステムで財務諸表等が公表されており、国は所轄庁に対し、助言指導の参考となるよう分析スコアカードを提供しているが、この分析スコアカードを、管内の社会福祉法人に提供することを検討する必要があるのではないか。
- 介護等の事業所において人材確保・定着を図るため、雇用管理や職場環境改善が重要であり、経営の安定につながる。介護労働安定センターなど様々な関係機関がアウトリーチを含め、雇用管理等に係る支援を実施しており、引き続き推進していく必要がある。
- また介護等の事業所においてテクノロジー導入やタスクシフト/シェアにより職場環境改善・生産性向上を図っていくことが業務効率化はもとより、中期的にみた経営の改善にもつながる。これらについて、国等においてその導入支援を講じているところであり、引き続き推進していく必要がある。
 - 中間とりまとめにおいて、雇用管理や職場環境改善・生産性向上を進めることが経営の改善等に資するとされているが、この点は障害福祉やこどもでも同様であり、介護と同様に取り組んでいくべきではないか。

課題と論点（社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化）

（社会福祉法人・事業所への経営支援） （続き）

- 高齢化や人口減少が進む中、介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要。中間とりまとめにおいて、福祉医療機構（WAM）等のノウハウを活用した情報の分析手法の提示、好事例の収集・周知、介護労働安定センターが事業者に対して行うアウトリーチ相談・研修等の支援の枠組みの活用、介護現場革新会議等の協議会の機能の強化を図っていく中で、都道府県単位で、事業者からの相談も含め、経営支援につなげていくという方策等が示された。こうした経営支援の枠組みにおいては、地域における専門機関や専門職（公認会計士や中小企業診断士等）との連携も重要と考えられる。
- 介護人材確保等のプラットフォームの充実とあわせて、高齢分野のみならず、障害・子ども分野といった福祉横断的な体制構築に向けてどのような枠組みが可能か。例えば、必要に応じ、これらについてモデル事業のような形で検討することも考えられるか。
- また、人材確保が喫緊の課題となる中で、介護同様、障害福祉サービス事業所・保育所等はそれぞれ経営課題を有する。雇用管理、テクノロジー導入やタスクシフト/シェアによる職場環境改善・生産性向上が重要であり、これらが進むよう、事業所を支援していく必要がある。
- 介護の状況を踏まえつつ、関係機関や既存の事業等の役割や機能を整理したうえで、福祉共通の支援の活用も含め、障害福祉サービス事業所・保育所等への支援の充実に取り組んでいく必要があるのではないかと。

課題と論点（社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化）

（協働化・事業者連携、大規模化）

- 介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場での生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要。
「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための方策を講じることとされたところであり、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等に実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめている。
- 小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要であり、まずは介護事業者間の協働化を進めていく必要。
 - 地域の小規模介護事業者を含めて、安定的に事業の継続を図る観点から、複数の法人間の連携の方策として、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務などの間接業務の効率化や、施設・設備の共同利用等が有効と考えられるが、そうした取組が進むためにどのような環境整備が求められるか。一つの形として、地域の中核的なサービス提供主体である社会福祉法人がとりまとめるなどにより、効率化が図られることが考えられ、こういった取組へのインセンティブや支援を検討する必要があるのではないか。
 - この点、中間とりまとめにおいて、「地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組み」と記載されている。
こうした枠組みで協働化を進める場合、自治体と地域の介護事業者にどのような連携が求められるか。また、どのようなインセンティブや支援が求められるか。

課題と論点（社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化）

（協働化・事業者連携、大規模化）（続き）

○【再掲】介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場での生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要。

「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための方策を講じることとされたところであり、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等に実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめている。

○【再掲】小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要であり、まずは介護事業者間の協働化を進めていく必要。

→ 協働化や事業者間の連携により全体の規模を拡大すること等によるメリットについて、離職率低下、協働する事業者間での有資格者の確保、経営の安定化、利用者のニーズへの対応強化、一括仕入れによるコスト減、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術に係る共同の研修、人材シェア等が考えられるが、こういったメリットについての理解を広めていく方策としてどのようなことが考えられるか。

→ 加えて、設備や物資の共同購入や合同研修の実施等については、社会福祉連携推進法人の認定を受けない一般社団法人であっても実施可能であることから、より簡易な手続きで設立可能な一般社団法人による連携・協働についても周知が必要ではないか。

○ 大規模化は、サービス維持の観点でも有効な施策の1つであることから、希望する事業者がスムーズに合併・事業譲渡等を行えるような環境整備が必要。これまでも国においては、合併・事業譲渡等マニュアルの策定など希望する事業者が円滑に取り組めるよう整備を行ってきた。

→ 令和7年4月からは、福祉医療機構（WAM）において合併支援業務として無料のマッチング支援を行っているところであり、まずはこの業務・相談窓口を周知するなど、事業者の選択肢の1つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備をより進めていく必要があるのではないか。

課題と論点（社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化）

（障害福祉分野・こども分野など福祉分野における経営支援・協働化等）

- 障害福祉分野やこども分野は小規模な事業者が多い中で、人材確保や経営の安定化等、個々の事業者では解決が難しい課題の解決に向けて、協働化や事業者間連携、社会福祉連携推進法人制度の活用などの手法をとることも考えられる。経営の多角化等も含めた大規模化についてもサービス維持の観点から有効。

※ 障害福祉分野においては、小規模事業者による協働化モデル事業を実施しており、令和6年度補正予算では、障害福祉サービス間だけではなく、介護分野等の他分野や民間の他産業との協働化の取組もモデル事業の対象としている。今後、その効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発していくこととしている。

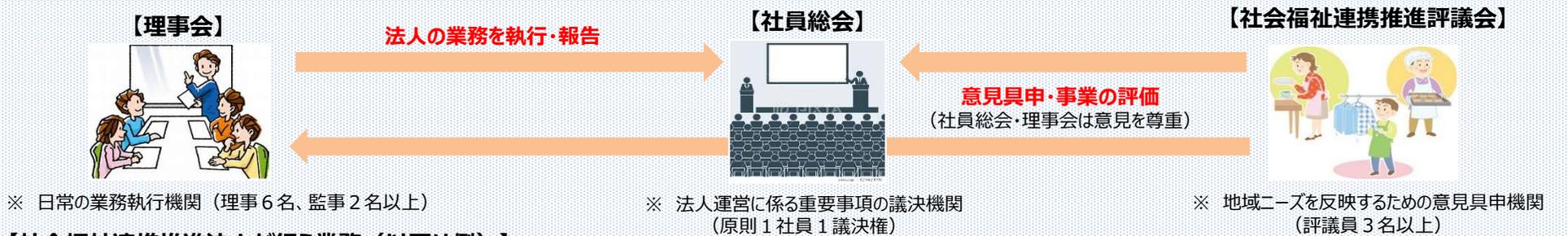
- 障害福祉分野やこども分野において、地域の状況に応じて様々な手法による取組を進めていくべきではないか。また、より一層これらの手法を普及していくためにはどのような方策が考えられるか。個々の分野のみならず、福祉分野において、他分野も含めた協働化等といった形も考え得るか。

② 社会福祉連携推進法人の活用

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

①地域福祉支援業務 ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供	②災害時支援業務 ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援	③経営支援業務 ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行	④貸付業務 ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け	⑤人材確保等業務 ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整	⑥物資等供給業務 ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給
--	--	--	---	---	---

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を経営する法人

社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人

社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

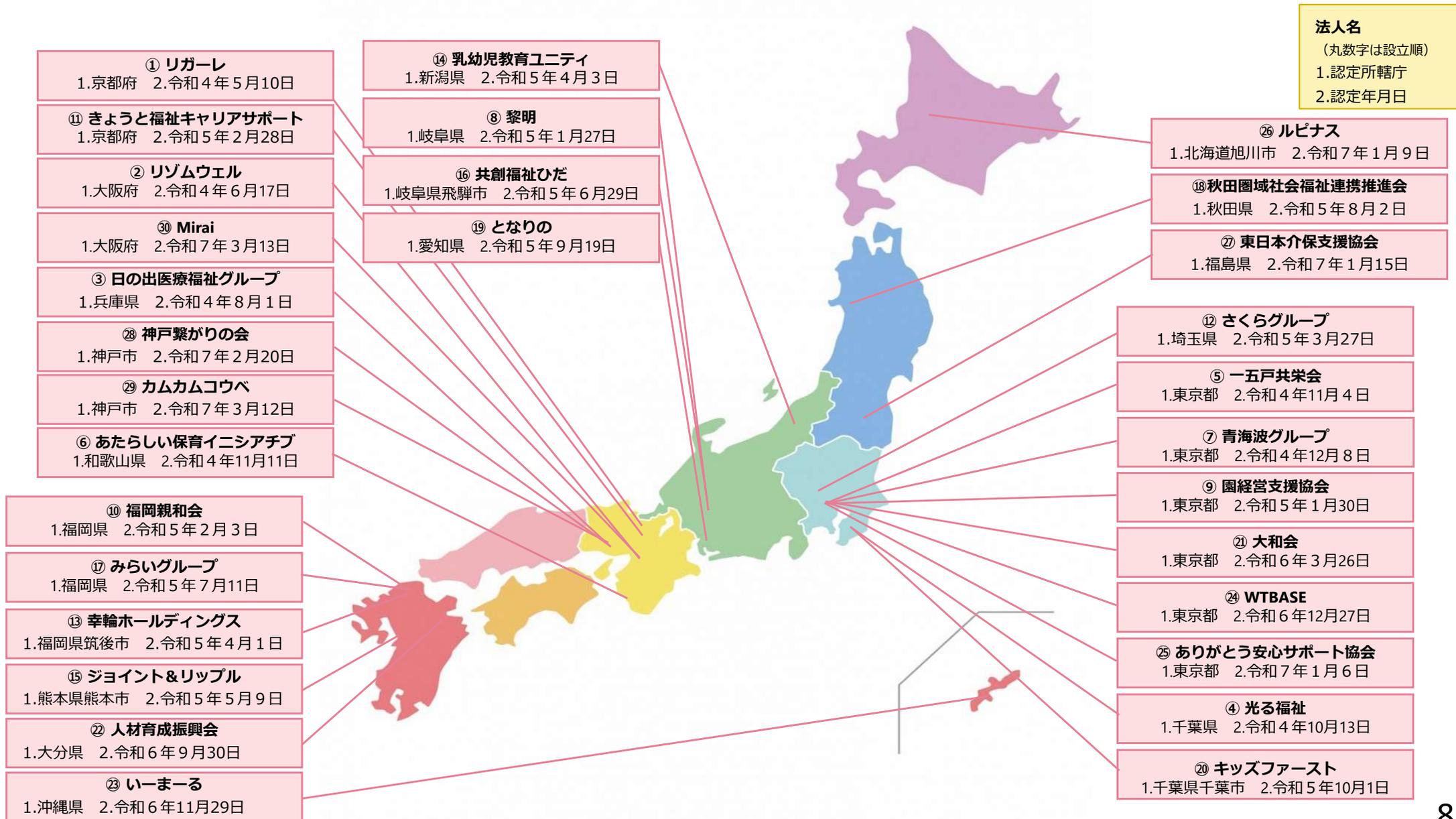
認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**30法人**※。

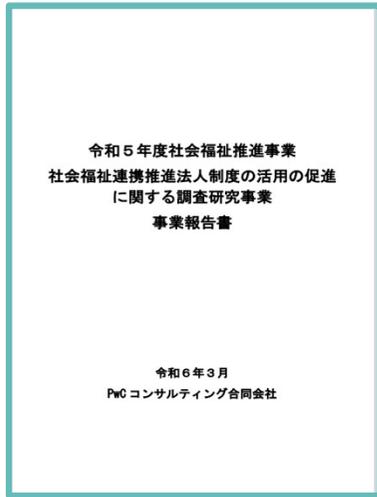
※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



社会福祉連携推進法人・法人間連携プラットフォームの先行事例集、認定申請マニュアル

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

<事業報告書>



<事例集>



<認定申請マニュアル>



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

<掲載先URL>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム> インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

社会福祉連携推進法人及び小規模法人の ネットワーク化による協働推進事業の取組の実例

社会福祉連携推進法人リガーレ（認定所轄庁：京都府）

- ・ 研修
連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、5法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施。
- ・ 人材確保共同事業
人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用2～3年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を実施。さらに、外国人技能実習生の受入も共同で実施。
- ・ スーパーバイザーによる巡回
社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走を実施。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを実施。

社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（認定所轄庁：兵庫県）

- ・ 業務におけるICT化の推進
業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供。
- ・ 一括購入
パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施。

社会福祉連携推進法人となりの（認定所轄庁：愛知県）

- ・ 法人後見
権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題に対し、行政、社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力の下、家庭裁判所等との綿密な打ち合わせを経て、法人後見を受任。

福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク（事務局本部：熊本県阿蘇市の法人）

- ・ 人材確保・定着活動
HPでの魅力発信や学生のインターンシップ受け入れ、参加法人の職種別の交流会を実施。
- ・ ICT導入支援
参画法人の中でICTに関するノウハウ共有やオンライン会議の環境を整備。

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会（事務局本部：宮城県気仙沼市内の法人）

- ・ 人材確保・育成事業
職員スキルアップ研修を実施し、今後は中堅職員の育成や交流の機会を創出に務める。
- ・ 地域への福祉啓発活動及び地域貢献活動
参画法人の福祉事業所の場所をマップにまとめて地域住民へ配布。こどもの帰宅時間に合わせたゴミ拾い活動を実施。

注「社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業事例集（2023年度版）」（厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業）を基に作成。

令和7年度当初予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

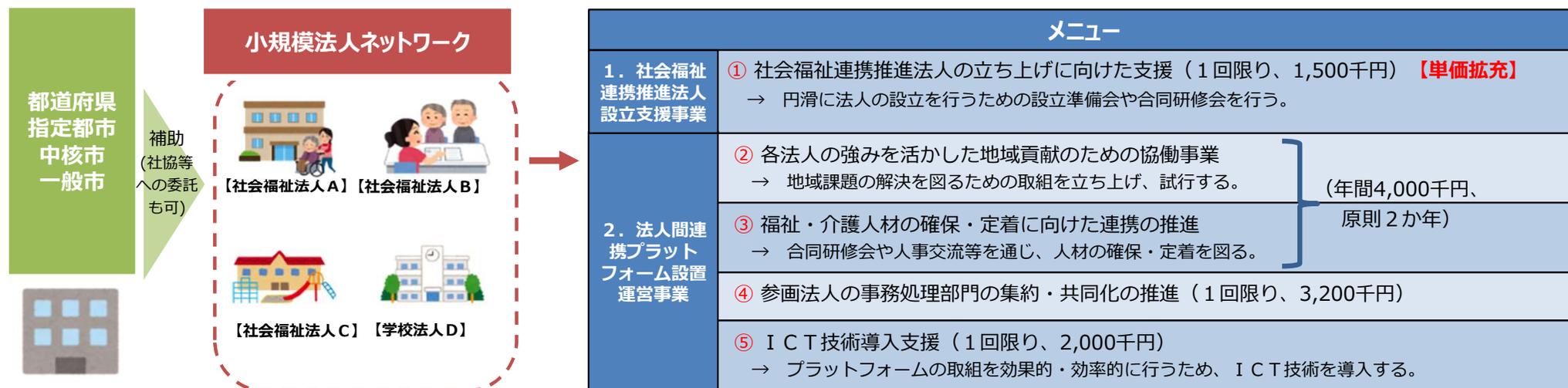
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



施策名:社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

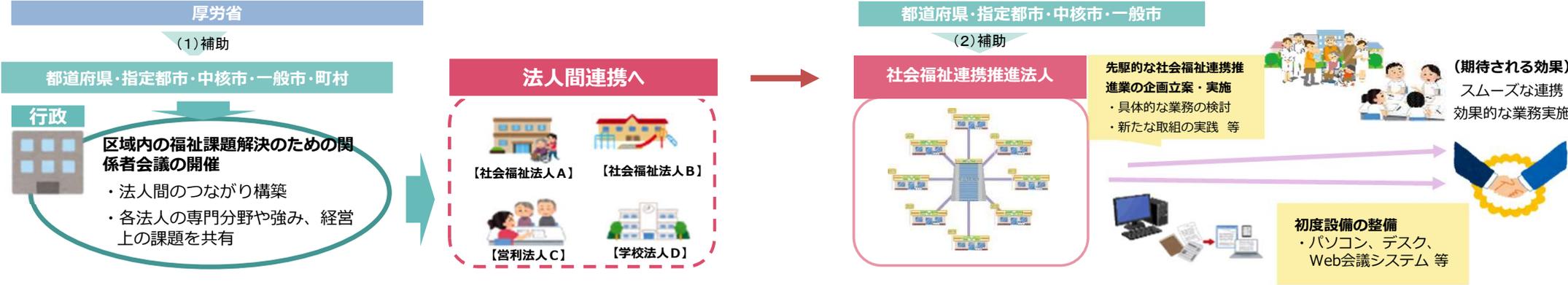
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
 - ① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
 - ② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

社会福祉連携推進法人の認定等に関する手続

- 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁は、社会福祉法人と同様、原則として、主たる事務所の所在地の都道府県が担うことになるが、市域において業務を行う場合は市、主たる事務所が指定都市にあって同一都道府県内で市域をまたがって業務を行う場合は指定都市、全国規模で行われる場合は国が担うこととなる。
- その上で、認定所轄庁は、以下のような役割を担うこととなる。

【認定手続】

○ 社会福祉連携推進認定

(認定の基準)
第二百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定の公示

(認定の通知及び公示)
第二百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

【認定後の変更手続】

○ 定款変更認可・届出受理

(定款の変更等)
第三百三十九条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進方針の変更認定

(社会福祉連携推進方針の変更)
第四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。

○ 代表理事の選定・解職認可

(代表理事の選定及び解職)
第四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【認定取消手続】

○ 社会福祉連携推進認定の取消

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消の公示

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第四十五条
3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消に係る変更登記の嘱託

第四十五条第五項により準用される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条
6 社会福祉法第三百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第二百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。(以下略)

【監督】

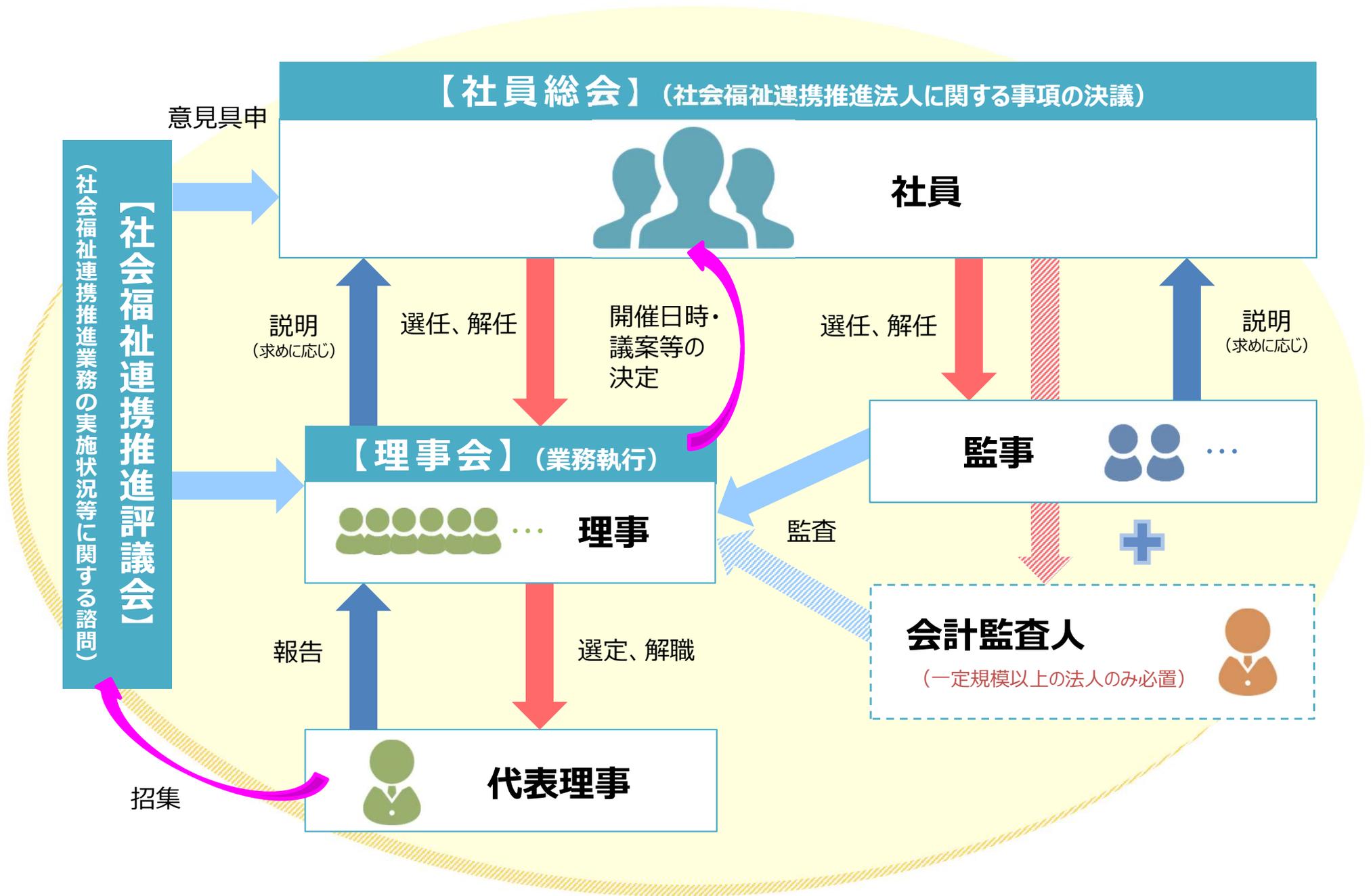
○ 社会福祉連携推進法人に対する監督

(監督)
第四十四条により準用される第五十六条 認定所轄庁(第三百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。(以下略)

○ 一時役員・代表理事の選任

(役員等に欠員を生じた場合の措置)
第四十三条により準用される第四十五条の六
2 この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の数又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁(第三百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。)は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

社会福祉連携推進法人に置くべき組織機関

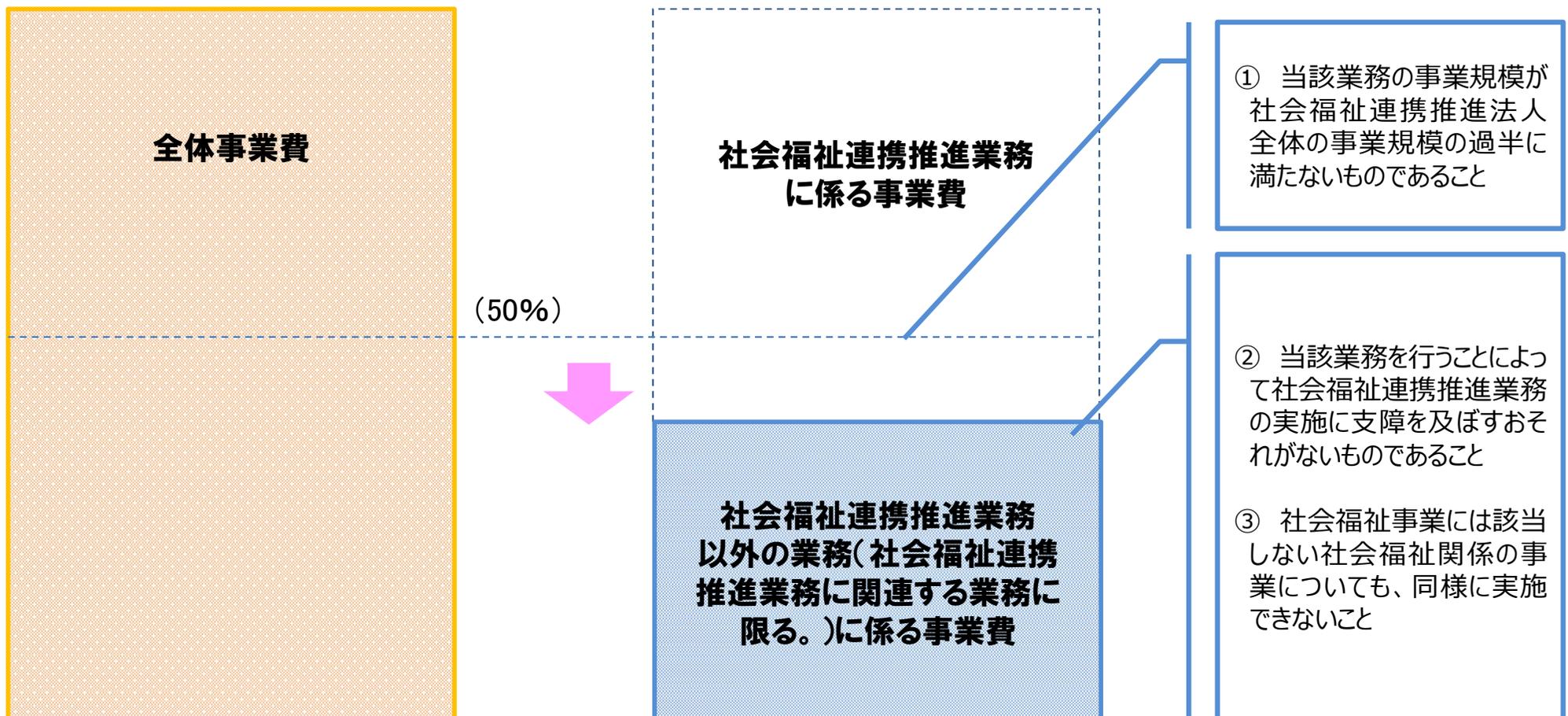


社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



社会福祉法人における土地建物の所有等について

共通事項

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要なことから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない（社会福祉法第25条）。
※社会福祉法第25条：社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。
- 具体的には、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有している必要があるが、都市部など土地の取得が極めて困難な地域においては、土地（不動産の一部）に限り貸与を受けることが可能。
- また、既設法人が通所施設を設置する場合は、土地・建物ともに貸与を受けることが可能。
- その上で、施設によっては以下のような特例を設定している。

特別養護老人ホーム

- 土地について、都市部等地域に加え、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。
- 建物について、都市部等地域において、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

福祉ホーム

- 土地について、障害福祉サービス等を経営している既設法人に限り、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育

- 土地について、既設法人でない法人が通所施設を設置する場合は、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

課題と論点

(社会福祉連携推進法人の活用)

課題と論点（社会福祉連携推進法人の活用）

（社会福祉連携推進法人制度の活用）

- 社会福祉連携推進法人制度は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、協働化の仕組みの1つとして重要な制度。
地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるように、設立に係る事務負担の軽減や業務要件の緩和などにより使いやすい仕組みとしていくほか、協働して事業を行うことに対するインセンティブを強化していく必要がある。
一方、社会福祉連携推進法人は、社員の過半数を占める社会福祉法人の公益性の観点から、一定のガバナンスが必要な仕組みとしており、所轄庁による認定なども必要な仕組みとなっている。
- また、制度の趣旨を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心となっている。
そのため、社会福祉連携推進法人について、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業を行うことはできないとしている。
- 社会福祉連携推進法人におけるガバナンスの観点は重要であるが、一方で、より制度が活用されるよう、可能な範囲で事務負担の軽減を図るべきではないか。
- 特に中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉連携推進法人の事業要件を緩和する仕組みが必要ではないか。具体的には、一定の条件を付した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするとともに、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和する等の方策が考えられるのではないか。

課題と論点（社会福祉連携推進法人の活用）

（中山間・人口減少地域における社会福祉連携推進法人制度の活用）

- 現状、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能などの例外があり、さらに土地・建物についてそれぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。
- 特に中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために、上記の資産の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体（例：社会福祉連携推進法人内の別の社員社会福祉法人）が、当該地域の社会福祉事業への参入を可能とすることが考えられるのではないかと。その際、土地・建物の貸付等が行いやすい仕組みとするためのインセンティブが必要ではないかと。
加えて、こうした取組を推進していく上で、社会福祉連携推進法人が法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすることが考えられるのではないかと。